

幼児の教育

第六十三卷

第二号

幼児を 交通事故から 守りましょう



2

日本幼稚園協会



幼稚のための 紙芝居です



●'63年度幼児テキスト紙芝居全集第11回配本中

よるのどうぶつえん

¥ 350

どうぶつはどうしてるかな
画・渡辺加三

うぐいすとだいじん

¥ 350

アンデルセン童話
暖かい思いやり
画・小谷野半二

動く保育室・ディスプレーカード

よいこの一日

監修・お茶の水女子大学教授 平井信義

¥ 1000 A全版 上質紙12枚

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17 [振替東京] 株式会社 教育重劇
TEL (341)3400・3227・1458 29855

幼児の知能テスト ダイジェスト版!!

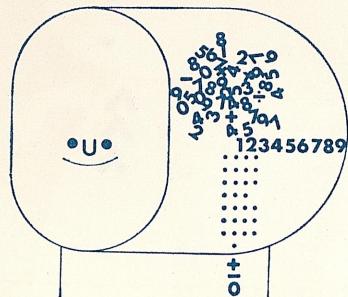
幼児の知能と知能テスト

旭出学園教育研究所編

A5判202頁

伊藤 隆二著

定価450円



8
7
6
5
4
3
2
1
0
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9

- ◎幼児の知能のはたらきや発達過程を説き、知能テストの使用法にまで論究した、知能検査のための手引き書。
- ◎現在行なわれている、いろいろな知能検査法や市販されているテスト絵本について、その内容を分析し、収録した解説書。

フレーベル館発行

幼児の教育 目 次

——第六十三卷 二月号——

表 紙 鈴木寿雄

幼稚園教育要領改訂案をめぐって…………………莊司雅子(2)

現代世界に生きる幼児と教育…………………高崎毅(6)

幼稚園教育要領改訂案を読んで…………………帆足喜与子(10)

☆母の会のもち方の技術…………………

　　フィルム・フォーラム…………………

☆母の会の計画…………………閑計夫(14)

リズム教育における自由表現と創造性…………………岡弘美(25)

幼児期における性差とその指導…………………生沢雅夫(28)

幼児の数量意識の発達…………………限江月晴(33)

児童発達講座 ⑧…………………高木俊一郎(37)

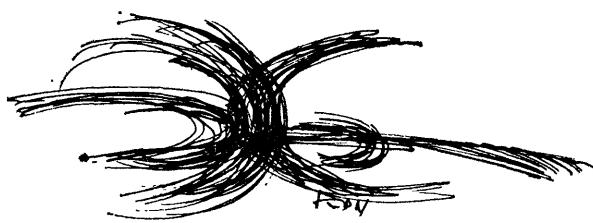
幼児期の母子関係…………………高木俊一郎(37)

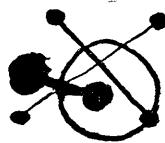
幼稚園児のリーダーシップ訓練について…………………小川再治(45)

改訂教育要領案をよんで…………………山村きよ(50)

健康・社会・自然を中心に(幼稚園教育要領改訂案をみて)…………………角尾稔(54)

私立幼稚園と改訂案…………………友松あきみち(58)





幼稚園教育要領改訂案をめぐつて

莊 司 雅 子

△一△

この度文部省が教育課程審議会の答申にもとづいて幼稚園教育を全般的にあらため、新しい教育要領案を発表した。改訂の基本方針は次のようにうたっている。

一、幼稚園教育の意義と独自性を明確にし、本来の目的を達成するようとする。
二、幼稚園教育の内容をつぎのような観点から精選し、教育効果を高める。

1 基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成する。2 道徳性の芽ばえをつかう。3 健康、安全の教育を徹底する。4 自然および社会の事象について正しい関心をもたせ、思考力の芽ばえをつかう。5 正しいことばづかいを身につけさせる。6 創造的な表現力を伸ばす。7 生活の適応に必要な習慣態度、技能を身につけれる。

三、幼稚園における指導上の留意事項を明示し、総合的な指導が行なわれるようにする。

五、幼稚園教育課程の基準を明確にする。

幼稚園の教育についてはすでに昭和二十一年に制定された学校教育法第七十七条と第七十八条に次のとおり明示している。

第七十七条（目的） 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八条（教育の目標） 幼稚園は、前条の目的を実現するためには、左の各項に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二、園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及自律の精神の芽生えを養うこと。

三、身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四、言語の使い方を正しく導き、童話、絵本などに対する興味を養うこと。

五、音楽、遊戯、絵画その他の方針により、創作的表現に対する興味を養うこと。

今この両者をみて明らかなるように、改められた基本方針の特色としてみられるものは、「道徳性の芽生えをつちかう」ということ、「自然および社会の事象について正しい関心をもたせ、思考力の芽ばえをつちかう」という点をはつきりうち出していることである。ところが第七十八条の第二項である「園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと」という民主社会に生きるものにとってもっとも重要にして基本的な原理を強調していないのは遺憾である。という

のは幼稚園生活の第一の目標はむしろここに置くべきものであり、そのうえにたっての、道徳性の芽ばえや思考力の芽ばえをつちかうべきではないであろうか。健康、安全教育も、正しいことばづかいを身につけさせることも、創造的な表現力を伸ばすこと、習慣態度や技能を身につけさせることなどの教育もすべて「集団生活の経験」ということどきはなして行なわれるべきものであってはならない。從来、われわれの道徳的なしつけにしても学習指導においても一番かけている点は、「社会性」つまり他人の立場を尊重しながら自らの立場を主張する点、他人の行動に留意しながら自らの行動

をとるという点、自らの欲しない事柄を他人におしつけない心がけなどである。なるほどこの点は改められた基本方針の(2)の中に「正しい社会的態度を育成する」ということはあるが、これだけは十分な表現とはいえない。「集団生活に喜んで参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽ばえを養う」ということを改訂の基本方針としてもっと積極的に打ち出さなければならないと思う。

要するに幼稚園教育についてはすでに十六年前に立派な法律ができているのにもかかわらず、当局は就学前の教育に関心を寄せず野放しにしてきた。一般の人々も幼児教育について正しい理解を充分にもたず、ややもすれば幼児を小型のおとななどみたり、幼稚園を小型の学校と解したりしてきた。また幼稚園の教師も社会的な地位や待遇の点から一般的の教師よりも低いもののようにみられ、また取り扱われてきた。したがって幼稚園によい教師をうるということは事実上困難な状態にあつた。よい教師がえられなければ、正しい幼児教育を行なわれるはずがない。しかし幼児教育の重要性が国内外の学者によって強調されるにつれ、わが国の幼児教育施設は過去十数年の間に量的に非常な増加をみた。毎年幼稚園や保育所に通う幼児の数も次第にふえつた。ところが当局の幼児教育に対する無関心と、よき幼児教育者が十分えられなかつたという二つの点から、わが国の幼児教育は、本来の姿からゆがめられてきたことはいなめない事実である。この事実を昨今、首相や文相らの気づくところとなつて、ついに文部省は幼稚園教育振興計画を発表し、教育内容の改善にのり出した。これはまことに遅きに失したとはいえ、

わが国幼児教育の将来にとつてよろこばしいことである。

△二▽

次に改訂の基本方針に従つて幼稚園の教育内容の改訂案は、次の六領域に分けて発表している。

健康

- 1、健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。2、いろいろな運動に興味をもち身体諸機能が調和的に発達するようになる。
- 3、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。

社会

- 1、個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。2、社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。3、身近な社会の事象に興味や関心をもつ。

自然

- 1、身近な動物を愛護し、自然に親しむ。2、身近な自然の事象などに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱つたりしようとする。
- 3、日常生活に適応するために必要な簡単な技能を身につける。
- 4、数量や图形などについて興味や関心をもつようになる。

言語

- 1、人のことばや話などを聞いてわかるようになる。2、経験したことや自分の思うことなどを話すことができるようになる。
- 3、日常生活に必要なことばが正しく使えるようになる。4、絵

本、紙しばいなどに親しみ想像力を豊かにする。
音楽リズム

1、のびのびと歌つたり、楽器をひいたりして表現のよろこびを味わう。2、のびのびと動きのリズムをたのしみ、表現のよろこびをあじわう。3、音楽に親しみ、聞くことに興味をもつ。4、感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。

絵画製作

1、のびのびと絵をかいたり、ものを作つたりして表現の喜びを味わう。2、感じたこと、考えたことなどをくふうして表現する。3、いろいろな材料や用具を使う。4、美しいものに興味や関心をもつ。

△三▽

以上の諸項目は幼稚園教育の目標を達成するために、幼稚園終了までに幼児に指導することが望ましいねらいを分析して示したものであると思う。そしてこれらの領域に即して幼稚園はそれぞれの日案、週案、月案、年間計画をたてることになる。従来の幼稚園教育が幼児の成長発達を十分考慮しないで、読み書き数えの知的教育に偏したり、リズムや音楽、絵画や製作を教えるための教育計画がたてられたり、年中行事やごっこ遊び、遠足や見物だけで年間計画がうめられたりする傾向にあった。そんなものではなくて、もっと幼児の現在や将来の生活全体をみて、生産や消費面への協力とか、栽培や飼育などの経験とか清掃や美化の作業とかいったようなフレーベ

ルやデューリーが強調している「作業」とか「仕事」とかいうような実際生活につながりをもった世界を、児童相応にとりいれなければならない。従来の教育計画をみると、伝統的な年中行事や歌や踊りを中心として情操をはぐくむものに偏してはいる教育計画が多い。情操をはぐくむことはこの時期の教育にとってだいじであることはいうまでもない。しかし人類の社会は日々に進歩し発展している。生活内容も日々に変化しつつある。児童の体験も近代的な生活をとおしてゆたかにする必要がある。年中行事を重んずることはよいことである。しかしそれも伝統的な七夕祭やお月見、お正月やお節句などのような家庭的な行事だけにとらわれず、もっと近代的な文化的な社会的な国家的な行事、母の日の記念日、緑の週間、動物愛護デー、共同募金、防火運動、安全週間といった啓蒙的な公共的な社会行事は今日の生活に欠くことのできないものである。これを行事のためでなく児童にふさわしい仕方で教育計画のなかに組むことが望ましい。

この度の教育内容の改訂案は特に一年、二年という教育期間の相違および地域の実態を考慮して、その程度を適切に決めなければならぬと注意していることは正しいことである。子どもは粘土のように親や教師の思う通りにどんな型にも造られることはできない。また蠟のように溶かしては一定の型に流されることもできない。大理石のように彫刻家の思うような像に彫りあげることもできない。子どもの成長には順序があり、時間のかかることがある。階段を登ると同じように一段ずつ踏まなければならない。一度に二段も

三段も飛び越えて大きくなることはできない。だからいくら親や教師がよい子の像を描いても、子どもがそこまで身体的にも精神的にも成長していなければならぬものではない。だから世の親や教師はよい子になることを望む前に、まず子どもが年齢相応に身心が成長しているかどうかを考へることがだいじである。身心ともに健康に成長している子どもは年齢相応の能力を發揮するであろう。例えはボタンをはずしたり、つけたりすることを習い始めた二才児は四才過ぎになると服のボタンはめや紐結びが完全にできるようになり、六才過ぎると完全に自分で身仕度ができるようになる。

以上のように考へるとき、新しい教育要領が発表されたからといって、教師がそのなかにもらっている事項を直ちに教科目のように児童に教えこむようなことは正しくないことである。一般に望ましい原理や原則を頭の中で、机の上で計画し、それを発表することは容易なことである。しかしそれを現実に即し、生ける活動的な生命体に、そして一定の社会的環境で性格つけられている児童に、それを具体的に実現することは容易なことではない。条文や原理・原則を掲げることも非常に重要なことである。しかし児童期の教育に関する限り、われわれはまず望ましい児童教育者の養成こそがもつとも焦眉の急を要する重要な問題であると思う。一人のよき児童教育者は百万言の教育条項にまざるものである。条項を掲げることは容易である。しかしよき児童教育者をうることは至難である。われわれが文部省にもっと要請したい点はこのよき児童教育者をうる問題の解決ではないであろうか。

現代世界に生きる幼児と教育

——教育要領改訂案批判——

高嶋毅

序 幼稚園教育要領改訂案の意味

幼稚園教育要領の改訂案は現代日本の幼稚園教育のあり方について新しい意味づけと方向づけを目指すものであろう。たしかにそれは前回のものの冗漫なところをはぶき、重点が明らかにされて、目標がとらえやすくなっている。しかしこの案もやはり理想と必然と、批判と順応の妥協がその本質ではなかつたか。もう一步、現代

世界に生き、新しい時代を負う幼児の人間像への理想が打ち出されよかつたのではなかろうか。あるいはそのようなことは「國家」の作る教育要領に求めない方が正しいのであろうか。

安全教育が重要な位置を占めており、とくに交通安全が強調されている。しかし幼児の安全教育がなぜ「危険なものに近寄らない」とや「交通の規則を守る」とだけに焦点がおかれているのだろうか。「危険であること」を判断し、臨機の处置をとれるような訓練がより大切ではないか。教育と生命の保護の間にあって、指導は正しくその教育的意味をさし示しているものであるべきではなかろうか。

二、物の世界における幼児

現代人が住んでいる物の世界に対する判断では、この改訂案は一步進めようという意図がかなりはつきりしているように思う。しかしいくつかの問題点が残っている。

この改訂案は教育に先立つ生存者としての幼児の問題、その生命の安全と身体の保護に力点をおいていることは正しい。したがって

一、生存者としての幼児

現代人の住む世界はフレーベルが生き、また教育内容と想定したような自然的自然の世界ではない。しかしマヌファクトゥア時代の

人間であったフレーヘルは自然との技術的交渉の基礎を「物の形で」幼児教育にとり入れた。今日のわれわれはより多く技術的自然の中に入っている。だからそこで「身近な」といわれる近さの遠近法（バースペクティヴ）はそんなに明らかなことではない。都市では自然は「再構成」されなければならないし、脱自然化された幼児にとって自然はしばしばテレビの画面や、絵本を媒介とするものでしかない。一方技術的自然の世界はそれが複雑になればなるほど、幼児にとって受身か、せいぜいボタンの操作になってしまい、同じく身近さの遠近法が狂ってしまう。だからこの二つの自然との交渉の基礎的な形を幼児教育の中に見つけることはたいへんむつかしい。われわれはいま、これらの問題の再調整の時期にぶつかっていると思うのだが、自然的自然に対する改訂案の指示は、旧要領にくらべて、はるかに抽象化されており、その半面、技術的自然との交渉が前面に出ている。

しかし「身近さ」の概念が不明瞭であるため、基本的、基礎的なものと、日常手近にあるものとの区別がはっきりせず、したがって、扱い方によっては無意味な知識の集積になってしまう危険がある。

しかし改訂案が全体として事実に「関心をもつ、気づく」という段階をこえて機能に関心をもち、かつ操作するという段階まで要求していることは正しいと思う。この場合にも、関心の深さあるいは質の方が、もっと問題なのではあるが。

さらにこの関連で、自然の把握の基礎としての形、数、量、時間に対する強調はこの数年関心をあつめた数学教育の一つの成果であろう。たしかにこれは自然との関連でも重んぜられなければならぬが、幼児においては、同時に表現活動との関係で正しく扱わないと、単なる知的訓練に陥る危険がある。恩物が自然把握の基礎であるとともに、マスファクトゥアの基礎、かつ芸術的表現の基礎といふ具体的統合性をもつてしたことと考えあわせると、六領域の関連の問題をもつと真剣に考えなければならない。

も一つこの関連で問題になることは、自然に対する幼児の態度が、根本的に愛情をもつて接することにあるべきか、合理的取り扱いの対象とすべきものなのかの点である。これは一応動植物と無機的自然や機械器具などによるちがいとして割り切ることもできる。だが、道具、材料などに対しては、これを大切にするという立場をどうのか、どんどん消費することによって能力をのばすという観点をとるのかということになると、消費的経済倫理の幼児教育に対して持っている意味を根本的に問題にしなければならなくなる。また、身近な公共物を大切にするということも、公共性を重んずる観点からだけ問題なのか、およそ物を大切にとり扱うことが大切なのかは大きな問題である。これらの点について、この改訂案に貫いた指導の方針がなり立っているように思えない。

三、人間の世界における幼児

さらに人間の世界における幼児という問題に対し改訂案の掲げるとこには、一見するとまことに立派でもともに見えるが、よく考えるとやはり問題を感じることが多い。

ここで幼児に要求されていることは人間の社会に生きることに堪える、またはその能力をもつ人間になることであろう。しかしそれは同時にいかなる社会のあり方について、それが要求されているのかというもつと大きな問題でもあるのである。

まずここで個人のしつけといわれるものが本当に重視されるなら、欲望の充足の延期という意志の訓練を強調しなければならない。それに物を大切にするということも、大切なものと大切でないものを区別して整理するという形に変わらなければ現代生活には意味を失つてゆくであろう。

同業関係の中で要求されていることは、役割を指導者と被指導者のどちらにもなりうることとしてそれは、ますます言いつぶされていると思うが、一番問題となるのは、年長者との関係である。

今回の改訂の主要な意図の一つはここにあつたように推測できる

たしかに幼児期にはすなおに口上の人の言うことをきくことが、人間形成にとって大切なことであるにちがいない。だが、それは根本的にはそこで育なまれる「教育関係」から生まれてくるものであって、教育関係の質の向上こそもっと重大視しなければならないことである。このことをぬきにして、目標だけが強調されることは日本全体が古い家父長の人間関係に逆戻りする危険がある。現代

の青少年問題は親に真の権威がない、しかも権威をふりかざす、あるいは逆に甘やかすかに大部分の原因があると見られるだけに、この問題には慎重などり扱いが必要である。

一つにはここで用いられている「目上」および「敬愛」という概念が何を意味するかによって正しくもなり正しくもなくなるようなことなのであって、たとえば「目上」は「幼児に対し世話を指導の立場に立つ人々」また「敬愛の念」は「信頼と愛情」というような表現に変えることが望ましい。

「国旗に親しむ」ことについてもこれが「國家」むしろ「官庁」の権威に立つて要求されることに反感を感じるのは戦中派のひがみであろうか。日本の国がおのずからにして、愛され誇りにされる国となり、それゆえにその象徴が心からの喜びをもつて仰ぎのぞめる日が来ることと私は期待しているのである。

この関連で一番大きな欠け目だと感じるのは、この改訂案には「幼児の身近な」ということに制限されて、新しい世界における普遍的人間関係のことに何ら目をひらこうとしていないことである。

現代の全地球的（クローハル）世界、あるいは宇宙時代では、ケネディの暗殺事件も、日本の園児の悲しみでありうるのである。これはただ観念的な拡大ではなく、現代の人間は幼児期から視野を拡大し、世界的に考えられるように育てられねばならない。この狭さの欠点は基本方針中の「望ましい国家社会の形成者」という用語にも見える。世界社会における国家でありその市民であることがはつき

りなっていなければならぬ。このことは根本的にはこの改訂案が、現代の世界的視野と、本当の人間像をもつていてないことから来ているのではなかろうか。

四、感受と表現における幼児

この問題についての改訂案の取り扱いは非常に積極的であり、進歩のあとを見せていく。もちろん一部の「ゆきすぎ」をいましめることも意図しているとはいえ、この程度のことを目標とすることは充分正しいと思われる。

しかし、米国で「自己表現」が教育上重んぜられたことが、ある人々には「行動的ニヒリズム」をもたらしたように、感じ、表現する主体の訓練が伴ななければ大きな危険があるのである。こういう観点から考えると、まず感受性の訓練として、本当に美しいもの、本当に正しいものに感動することを学ばせなければならないだろう。

芸術的表現について、表現そのものと、表現の技法（ここでいはる形式主義と、放任主義が大きな顔をする）に関する指示がほとんどないが、実際はこの辺にもつとほつきりした目標設定が必要なようだ。

人間が電子頭脳にまさる点が、創造性であるとするならば、表現

言語は社会的コミュニケーションの道具であるとともに、こうした創造的表現の大切な方法である。現代の子はこの能力には非常に優れているといわれるが、問題はその内容なのであって、ここでも「美しいもの」「よいもの」「正しいもの」の吟味が大切である。

五、教育の文脈

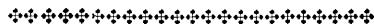
この改訂案が幼稚園教育の文脈を家庭教育と小学校教育との関係でとらえ、これを強調したことは正しい。また個人差、地域計画を強調していることも正しい。

しかしわたしは、幼稚園教育の文脈がもつとひろく、現代の世界の本質、そこにおける自然、技術、人間関係、國家の意味、社会構造の変化、そこにおける人がどのような生き方をするのか、そのような社会設計と関連した人の形成か、本当の人の尊厳と意味とどのように関係しているのかという深い洞察の上に立つて、たんなる現代に有用な人間である以上に、真に歴史形成の人間として育てられることをもつと強く主張してほしかった。こういう種類の文書にそれを求ることは正しくなくて、現場の教育者がそれを本気で考えるべきことであるのかもしれないが、

（阿佐ヶ谷幼稚園）

幼稚園教育要領改訂案を読んで

帆足喜与子



現行幼稚園教育要領と、今回の改訂案とを読みくらべてみて、総括的な印象を述べると現行のは、幼児の発達を尊重することを第一

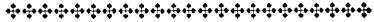
義としておるのに対し、改訂案は、教育的にはたらきかけの方に焦点をずらしてきているようにおもう。このことについての是非は後ほど論ずるとして、とにかく現行のは、幼児の側に絶対の中心がおかれているので、幼児の実態が明確に記述されていて、そのすがたが具体的に、いきいきとせまってくる。幼児という人間的存を尊重したい気持をおこさせられる。そこには、保育の方法はおのずと幼児そのものが示してくれるといったところもある。そして、保育をすることがたのしみでたまらなくなるように書かれているとおもう。

そんな意味で、わたくしは、現行の教育要領の方に、すなおな、

あたたかい魅力を感じる。

ところでここで考えなおしたのだが、幼稚園教育要領は児童心理学や、あるいは保育学の教科書ではない。保育の方法の重点は幼児自らの中にあるとしても、なおかつそれをわたくしたちが実践するときのことばになおして記述するのもまたよいことではないだろうか。それに、発達主義以外に、教育学的フィロソフィーが加えられるのは当然のことであろう。また現行のは、いさきか国籍不明でありすぎる。

日本の戦後、特にアメリカの影響をうけて幼児の自己主張や自発性を尊重する教育を実践し、それが相當に深い根をおろしてきていいことをよろこぶものだが、(ただ、幼児尊重のことはわかっているのに、そして自分はそうしているとおもいこんでいてまちがつてい



るばかりも多いが、それはまた別問題である) こうした歴史をふまえて、もう一步前進がなされることはよいことだとおもう。以上のような考え方を表明した上で、今回の改訂案を検討してみたい。

まず、第一章総則であるが、十一カ条にわたって書かれた基方本針が、やや羅列的だとおもう。子どもの発達の法則と、発達を助長する教育心理学的方法と、教育学的なそして世界観的なフィロソフィーと、この四体ががつちり組まれて、人間像が作られていれば、各項目の間にもっと筋のとおった力強い流がよみとられるはずだという気がする。

教育者の側の心構えや、はたらきかけについて述べたかとおもうと、子どもの活動がクローズアップされてみたり、そういうふうにだんだんなってゆくのかとおもっていると、再び指導の精神が強調されたりしているのであわてさせられる。たとえば、(六) (八) はもつと先に出てきてよいものである。

またひとつの項目のなかの論理性がすつきりしないものもある。たとえば「(2) 基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな

情操を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること」は、次々に連関する事柄がつづられているとはおもうが、少し拡散しすぎる感じで、むしろ、前後をわけておののおの独立させ、二つの項目にしと方が直毅である。

また、こういうことを擧げるのなら、もっとほかにもあるはずだというものがある。たとえば「個人にわかる」とばを使おうとする

意欲を育て、正しいことばつかいを身につけるようにする」がそれである。こういった種のものを取り上げるのは大へんよいが、それなら、子どもの理想的な人間像が緻密に浮き出されるように、もう少し多く、順序を得てならべられてほしいとおもう。

何にしても、教育の基本方針が示されたとしては物足りない。

ここで家庭における教育との関連に言及したことはよかつたところだ。

第二章幼稚園教育の内容で、現行といちじるしく異なっている点は、発達上の特質がはぶかれたことと「望ましい経験」の見出しにかわっていろいろなねらいの示す見出しのとに、個々の望ましい経験が挙げられたことである。発達上の特質は、現行ほどくわしくなくとも、入れてある方が親切だという気がする。そうすればねらいの項目にとりつきやすくなるとおもう。各領域において、いろいろな経験がねらいのもとに四、五グループずつにまとめられているが、こういうまとめ方はたいへん適切でよい。「望ましい経験」式により、すべてが教育活動としてピンとくる。

ねらいのもとにある事柄はもう少し細かく列挙してもよくはないかともおもつたが、教育要領として、わたくしたちの頭に簡潔に印象づけられやすくできているから、冗長なのより効果的であろう。保育者は、その重点を、自身の知識とハーネナリティによって、ふえんしてゆけば、内容的に限りなくひろがってゆくわけである。

さて、次に各領域を少しくわしくみてみよう。

「社会」の中で「父母や先生などのいつけをすなおにきく」というのがある。幼児はもともとすなおではないだろうか。親や年長者から庇護されなければならない立場にあるものは、当然依存的であり、いうことをきくことをよろこぶ。それよりも更に本質的に、子どもはすなおで美しい、少しいうことをきかないばかり、こちらとか環境全般にむしろ落度があつたり、彼らに対するはたらきかけが足りなかつたりするので、幼児の抵抗はこちらの勉強を刺げきしてくることが多い。理由ある抵抗をおそれずにやってのけるといふその姿にもまた、わたくしは教えられる。だから幼児期の子どもに「すなおに……」ということは蛇足である。用のないことが占かれていると、更に懸念されるのは、それが悪用されはしないかといふことである。教師の方がひるがえすべき態度を、ゆきがかりや、怠慢から固執して、幼児を強いることになってしまふ。

それから、一つ大切なことが落ちていているとおもうのは、きまりを守るとか、約束を守るとかいうことに、子どもの生活ながら遵法精神のニュアンスを加味したいことである。ここに挙げられているのは、遊びのきまりを守ることであり、先生や友だちとの約束を守ることだけである。たとえば、幼稚園のはじまる時間を守ることにしても、いってはいけない所へゆかないとか、してはいけないことをしないということにしても、單に規律のためばかりでなく、これを守ることを、法を尊ぶことと精神的に共通であることを理解させようにもつてゆきたい。交通規則のように世間一般と共通のもの

も幼稚園の生活にはいりこんで来ている。それも実際的には身を守るためにあるが、規則や道徳は遵法精神によって擁護されるということを感じさせるべきだとおもう。むしろこれは保育者の人格、センスの問題で、ことばでもってこどもに理解させることではない。だがそのニュアンスは、教育要領の文面にもおつていいはずだとおもう。そしてこそ、今回強調されている道徳的情操教育につながる。

幼児の認識のはたらきの特質にかんがみて身近な社会ということをとりたてるのは結構だが、おとなとの社会の尊嚴を感じさせることも必要である。「身近な公共物をたいせつにする」の「身近な」は不要だとおもう。いずれ子どもがかかるのは身近なものにまつていて。それに公共物を気持の上で大切にすることにおいて、別に範囲を限ることはいらない。保育雑誌などで、幼児の教育的素材が身近にあるべきことを説明することは是非必要だが、一国の幼稚園教育要領たるもののが、こんな小さいところにこせつくる必要はない。ついてにおもい出したが同じような観点から、教育内容の「健康」のところで「健康診断……をいやがらずに行ける」の「いやがらず」は余計だとおもう。

「自然」では、特に「自然の事象に疑問をいたき、それを注意してみたり、ためしてみたりして、自分で考えるようとする」というのや、ねらいとしての見出しの「日常生活に適応するために必要な簡単な機能を身につける」というとりあげ方は大へんよいとおもつ

た。

一、二歳のついたことをいわせていただくと、「身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、たいせつにしたりする」の「たり」はおかしい。悪文である。現行の教育要領の「自然」にある見たり、聞いたりはよいが、情操的なことがらにたりをつけると、すつかりとぼけた感じになってしまふ。行動をむりに指定したくないので例示したという気持なのだとおもうが、「……それらをいたわり、たいせつにする」で決してわるいことはない。そのほかにも、自然の領域にはよく「たり」が出てくる。一ヵ所はさきによい項目としてとりあげた「自然の事象に疑問をいだき……」の中にある。やはり何となく耳ざわりである。また「喜んで屋外の自然に接したり、いろいろな自然の事物を利用して遊ぶ」という文章もすつきりしない。「喜んで」も余計だとおもう。

一体幼稚園関係の文章には悪文が多いことがいつも気になる。つたない、幼い子どもの行動を描写することばを工夫して、一般に通用し、おかしくないような文体にしておかないと、局外者に訴える力や権威が弱くなるのではないかと心配する。

最後に、指導および指導計画作成上の留意事項を中心に、全体をみとおしながら述べてみたい。

三才児の扱いについて、「実情に応じ特別な配慮を加えるようにする」と片づけてしまわないで、短かくてよいから適切な指導のことばがほしい。四、五才児と類似のゆき方を融通するのではなくて、

一、二歳のついたことをいわせていただくと、「身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、たいせつにしたりする」の「たり」はおかしい。悪文である。現行の教育要領の「自然」にある見たり、聞いたりはよいが、情操的なことがらにたりをつけると、すつかりとぼけた感じになってしまふ。行動をむりに指定したくないので例示したという気持なのだとおもうが、「……それらをいたわり、たいせつにする」で決してわるいことはない。そのほかにも、自然の領域にはよく「たり」が出てくる。一ヵ所はさきによい項目としてとりあげた「自然の事象に疑問をいだき……」の中にある。やはり何となく耳ざわりである。また「喜んで屋外の自然に接したり、いろいろな自然の事物を利用して遊ぶ」という文章もすつきりしない。「喜んで」も余計だとおもう。

実際のところ三才児の教育は積極的に独自のゆき方をしているとおもう。今回の改訂案から「未分化」ということばが除かれており、新規な教育の決意を暗示するものがあるようになたくしほうけとつたが、三才児にこそ、未分化の概念は十分にあてはまる。

改訂案において、問題行動、虚弱児、知恵遅れの幼児の存在に注意をひいたことは大へんよいことである。知恵おくれもそうだが、問題行動と虚弱児については、これも短かくてよいからその特徴と扱い方を明記するのがよい。特に問題行動は幼稚園ではごくありふれた現象であり、幼稚園入園以前の特殊な状態に由来する迂廻された社会適応過程である。むしろ特に問題行動として打ち出さず、社会適応過程の指導の項に、懇切な指針をのせるべきであろう。現行のは全文のふんいきがやわらかいのでその心配はないとおもうが、今回の改訂案は、やや姿勢が正されているので、問題行動が罪悪視（大げさない方だが）されるようにむいては大へんである。

なお、改訂案では、道徳性が強調され、国家や国旗に言及されている。どちらも結構だとおもうが、人間関係における上下関係の権威が重んじられたり、偏狭な国家主義があやまつておちいらないよう指導してほしいことを切に念ずる。

(川村学園短期大学)



母の会のもち方の技術

— フィルム・フォーラム —

計 夫 関



一、映画を中断して話しあう

母の会のもち方のひとつは、映画を見ることであろう。映画によつては、たた見っぱなしでよいものも少なくない。あと

て話しあいをすると、折角の感動がうすらいでしまうこともないではない。音楽映画の場合など、ことにそうである。「シンフォニー・オヴ・ザ・エイア」というオーケストラの映画があるが、これなど見ただけで、その感動をしづかに暖めておいたほうがよい。

しかし、映画によつては、考えさせるものがある。そんな時は見るだけでなく、話しあうことが益がある。牛島義友氏の話によると、フランスではふつうの常設館でも、映画が終ると、だれかが壇上にあがつて司会し、感想を交換しあう。夜おそいのに、一人もそれをいやがつて帰るもののがいなかつたという。そういう態度は日本でも見習つてよいであろう。

しかし、話しあいをするにしても、やり方を工夫することが必要である。まず、主催者はあらかじめ試写しておいて、どこに問題点があり、どこに注意をそそがせようかと考えておく必要がある。

場合によつては、映画を途中で中止し、そこで話しあいをしてから、映画を続行することも有効である。

たとえば、「木のほり」という映画がある。これは田舎の子どもが林のなかを歩いていると、飛行機が何台もあらわれる。が、木立によつてよく見えない。すると、一人の子どもがたちまち近所の木

にようのぼり、天辺近くの枝に足をかけて、飛行機を見物した。しかし、飛行機が過ぎてしまい、木から下りようとすると、こわくなつて降りられなくて困ってしまう。

ここで映画を中断し、司会者がみんなの前に座って、「いま見た映画についてこれから話しあいをしましよう」と司会する。問題点は二つある。

一つは、子どもはどうして降りられない木にのほるか、その心理である。それについては子どもが危険と安全の区別を知らないこと、のぼる体験と降りる体験はまったくがうこと、子どもはおとなに較べると立体的な生活空間があり、おとののように平面的体験だけではまんざくしないこと、などが語られる。この場合にリソース・パーソンとして心理学者がいるといい。

なお、これについて似た経験を語りあうのも有益である。屋根にのぼるとか、ロック・クライミングの経験などを持っている人もいるかもしれない。そのように、「木のぼり」だけでなく、それと似たものに発展するならば、映画の経験がいつそ一般化するであろう。

もう一つは、このような場合に、親としてはどういう処置をとるべきか、ということである。ある人は下からのぼって行って、静かに降ろしてやるというであろう。ある人は下を見ないで、スルスルと下りるように教えたらいよいというであろう。ある人は「危い!!」

というような声を下から掛けることは却って当人を不安にするから、なるべくそっとしてやるほうがよいというであろう。

このような話し合いをして、「それでは映画ではどうなつているか、続きを見てみましょう」といつて、この話し合いをうちきる。映画では、友だちが下で待っているが、その中の一人が「ちょっと待つといで」といつて駆けだす。どうするのかと見ていると、やがて大きな、梯子をもつて帰ってくる。そして梯子を木にかけ、みんなで安全なように梯子をおさえて、降してやる。なるほど、こういう解決もあるものだな、と観衆は納得する。

これは安全教育の映画であるが、子どもにはこのように危険な場面での具体的指導がたいせつである。「自動車に気をつけなさいよ」というような抽象的な注意では役だたないのである。「木のぼり」は子どもに見せてもいい映画である。

二、映画を見てハネルをやる

これは第一段階 フィルムの紹介、第二段階 映写、第三段階 フィルムにおける問題の提示、——これはフィルムの評価ではなく、フィルムを通して、共通の広場を設定することである。第四段階 パネルの話しあい、第五段階 一般聴衆の参加、第六段階 司会者のまとめ、の順序でおこなわれる。

その例として、社会教育協会がつくった「子どもは見ている」と

いう映画を利用することができる。

まず、映画のあらすじを記そう。

「早く起きろよ」と子どもを促している父親がノウノウと寝床にねそべっている。子どもがきれいに掃いたたみを、父親がチリトリに移さずに、隣家のほうにかきちらす。ミゾのドロをくみあげて置きざりにする隣家の小母さん、それについて子どもが白い靴をよこす。汽車の発車まぎわに駅にかけつけ、待っている子どもをハラハラさせる父親は、子どもに「えらいだろう」と自慢する。電車の座席にわりこむあつかましい母親、大きな声でじぶんの子を自席に呼ぶ母親。車内でタバコをする父親、わが子の落書はしかるが、他人の子の落書きを見て見ぬふりをする母親。近所の奥様のきものがよいとお世辞をいったあとから、「いやんなつちゃうわ。まるで芸者みたいじゃないの」という母に対しても、「そんならほめなければいいのに」と子どもは作文にかく。

オムニバス式にくりひろげられるおとなの二重生活に抗議する子どもたちは、学級会で乱闘をはじめる。
この映画は社会教育に関したもので、おとなの民主的道徳について反省を求めるために作られた映画である。そしてつくられた当時（昭和三十年）新聞で大きくとり上げられたものである。

この映画を見て、波多野完治氏司会の下に、高校生三人、母親代表二人、父親代表一人、小学校および中学校教諭、駒田錦一氏の八

人のパネル・メンバーで話しあいをしたことがある。

まず、司会者から、いまの映画についての感想を子どもからはじめて、通りメンバー全員に言わせる。それを司会者が第一、子どもとおとのの関係、おとなが子どもを愛するがためにおこる問題、第二、おとなが育てられた時分の道徳観念がここにちは適用しなくなっている問題、第三、おとなが利己主義である問題、の三つにしぱり、あらためてこの三つの問題について、一つ一つ話しあいをした。そして、そのあとで聴衆とパネル・メンバーとの間に話しあいを行なった。

パネルと一般聴衆の参加は、時間を一時間として、三十分ずつが適当である。司会者はみんながなごやかな雰囲気で話しあえるように留意する。メンバーは意見が異なっていても、相互の意見の相違がたがいに理解され、容容な精神で、AはBを、BはAを扱うようになれば、それは成功である。だから、討論の結果、すべての人が同一結論に達することは必ずしも必要ではない。

このパネルでもいろいろな意見がはずんだが、さいごに司会者は「子どもが見ているというので神経質にならずに、天良らんまんにやりましょう」と結んで、終った。

三、映画を中断してロール・プレイをする

映画を見て話しあいをするだけでなく、ロール・プレイをする方

法がある。

「子どもたちの目」という教育映画がある。これは中学二年のホーム・ルームの時間に、受持ちの先生が、「わたしたちの家庭」という題で、心理劇をさせたものである。男の子が勉強している。そばには品物が床上にちらはついている。そこへお父さんが会社から帰ってくる。

父「あした試験か?」

子「うん」

父「お母さんどうした?」

子「P.T.A.」

父「P.T.A、P.T.Aって、しょうがねえなあ」

子「ぼくが散らかしたんじゃないよ」

父「こんなに荷物散らかしちゃ、いけないなあ」

子「ぼくが散らかしたんじゃないよ」

父「自分が散らかしたんじゃなくつたつて、片づけとけばいいのに」

父「なんかないかなあ」

といいながら、戸棚をさがす。そこへ母が帰ってくる。

母「あら、お父さんお帰りなさい。早かつたわねえ。ちゃんとそ

うおっしゃつといて下さればいいのに」

父「だって会社の都合で急にそうなるんだから、しかたがないじ

やないか。お前こそP.T.Aがあるならあると、そういうとけば

いいのに」

母「子どもが朝になつてから、あなたがお出かけになつたあとで急に、きょうはP.T.Aがあるといったんですよ。しようがないじゃありませんか」

父「P.T.A、P.T.Aって、P.T.Aとおれの用とどっちがたいせつなんだ?」

以上のようなロール・プレイを見ると、おとなのが生活がそのまま子どもの目を通して演じられていることがわかる。だから、おとな

はこれをみて大いに反省するだろうし、自分たちの無思慮な生活が

子どもにどんなに大きな影響を与えていたかを知つて、ソックとする

であろう。

ところで、映画はこんどは子どもが理想的な家庭を演じている。

想定はまえと同じである。それは同じ子どもたちが前とは全くちがつた演技をするので、思わずほほえましくなる。しかし、ここで映画を中断し、母の会をいくつかのグループにわけて、理想の家庭について話しあいをさせる。そして父、母、子の三人の役をする人をきめ、ロール・フレイを演ずることにする。こうすると、同じ理想の家庭にしても、グループによつて多少の違いが出てくる。それらを見ているうちに、自然と自分たちの考えがふかめられてゆく。

さいかに、映画を続行する。映画ではだいたい次のようになつて

いる。

父「あした試験か？」

子「うん」

父は子どもの机をのぞきこみながら、

父「何かわからんところがあつたら、教えてやろうか」

子「うん、ない」

父「お母さんどうした？」

子「P.T.A.」

父「荷物が散らかっていたら、気がついた者から拾うようにする

といいなあ」

といいつつ、父自ら床上の荷物をひろって片づける

そこへ母がP.T.A.から帰ってくる。

母「あら、お父さんお帰りなさい。きょうは早いのねえ」

父「会社が早くひけたから、早く帰つて来たんだ」

母「そうお、よかつたわねえ。お疲れになつたでしょう」

父「君こそ、P.T.A.で疲れただろう」

母「じゃあ、いそいで何か作りますからね」

父「手伝おうか」

母「ようございます」

ここで父、新聞をとつて読みはじめる

子ども立つて、教科書を持つて、父のもとにいき、

子「これ、ちょっと教えて下さい」という。

一家が和々あいあいとして、たがいに助けあう家庭を、子どもは理想にえがいている。

わたしは何回かこの映画を母の会につかつた。その経験によると、おとなとのロール・プレイだけにしておいて、映画は続行しなくてよいようにも思う。このように、映画は必ずしも全部上映する必要はない。目的に応じて、一部だけ見せてよい。アメリカでは、五分とか、十分とかいう短い映画を多く用いている。この点はみじかいものは物たらなく思つものは、考え方直す必要があるであろう。

四、映画を中断して、予測させる

さいごに、第七回ヘルリン映画祭最優秀作品賞、フランス映画アカデミー大賞その他かずかずの賞をうけた「十二人の怒れる男」というアメリカ映画を利用しての母の会の進め方について述べよう。

この映画は日頃から不良と目されている十七歳の少年が実父をナイフで刺殺した容疑事件について、十二人の陪審員が評決することをとり扱つたものである。陪審制度は全員一致で有罪か無罪かを判定せねはならない。一人でも不一致のものがあれば、話し合ひをつ

づけて、全会一致に到達しなければならない。

第一回の評決は十一対一で、有罪を主張する者が圧倒的に多かつた。しかし、建築技師（ヘンリー・フォンダ）だけは、有罪とする証拠が不十分だとして無罪に投票した。そこでメッセージャー・サ

ービス業者（リー・コブ）が証拠をよみ上げた。殺人部屋の真下に住んでいた老人が「殺してやる」と怒鳴った少年の声を聞いたことと、その後人の倒れる物音がしたこと、老人は被告が階段をかけ下りるのを見たこと、警察は被告がその時間に映画を見ていたというが、どんな映画だったか思い出せないことがある。これに対しても、

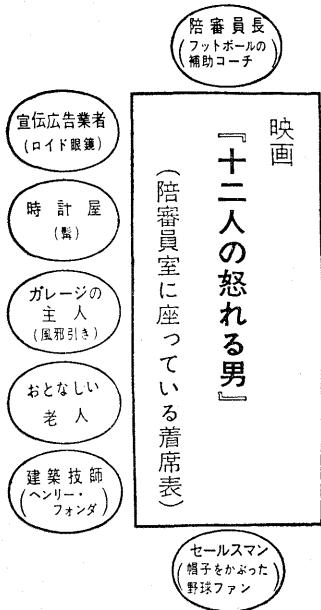
他の一人が殺人部屋と相対して住んでいるオールド・ミスが折から通過した空列車の窓を通して殺人を目撃したと主張し、第三の陪審員はアパートの住人たちは親子がその晩ケンカしたことを証言したと主張した。

これに対しても、建築技師はこれらの証拠がいずれも不十分であると反対した。ここで第二回の評決がおこなわれる所以であるが、ここで映画を中断する。この映画は評決をくりかえすことに、一人ずつ無罪投票がふえて、さいごには全員無罪投票をするのであるが、その後、いくつかの小集団にわかれて話しあいをし、グループとしての順序を母の会の人がひとりずつ自分の考え方で表に記入させる。その後、いくつかの小集団にわかれ、順位をきめて、この表の右側に記入する。この二つが記入し終つたならば、映画を続行して、映画における無罪投票の順位を発表し、それを（I）に記入する。

一例として、実際に行なった結果を記入したのが次頁表である。

表中、（IV）は自分と映画の順位差であるが、この値が小さいほど、自分の観察が正確であつたことを物語る。（V）はグループと映画の順位差であるが、この値が小さいほど、グループが正確であることを意味する。

さて、（IV）は総計三六、（V）は総計一八である。したがって、この二つから、グループの判断のほうが、自分の判断よりはるかに正確で



映画『12人の怒れる男』について

集団決定への影響表

	無罪、投票をする序列			差異		
	(I) 映画	(II) 自分	(III) グループ	(IV) 自分と映画 (II)と(I)	(V) グループと 映画 (III)と(II)	(VI) グループと 自分 (III)と(II)
陪審員長	9	5	11	4	2	6
銀行員	5	6	3	1	2	3
メッセージ・サービス業者	12	2	6	10	6	4
株式仲買人	11	7	12	4	1	5
スラムから来た男	3	3	2	0	1	1
ベンキヤの職人	6	8	7	2	1	1
セールスマン	7	9	8	2	1	1
建築技師	1	1	1	0	0	0
おとなしい老人	2	4	4	2	2	0
ガレージの主人	10	11	10	1	0	1
時計屋	4	12	5	8	1	7
宣伝廣告業者	8	10	9	2	1	1
				総計 36	総計 18	総計 30

あることがわかる。「三人よれば文殊の智慧」に似た結果が出たわけである。

(IV)の総計三六、(VI)の総計三〇であるから、自分のグループに対する影響力が大きいことがわかる。自分が間違っているのに、その間違っている自分とグループの差が小さいのだから、これはグループを自分の間違っている方向にひきずつたことになる。もし、反対に(IV)が(VI)より小さいときは、自分のグループに対する影響力が小さいことがわかる。

(V)の総計一八、(VI)の総計は三〇であるから、グループの判断は比較的に正確で、この正確なグループの判断は自分の判断を同調させたことがわかる。

このように、統計的処理について、集団決定と自己決定の関係をしらべることは興味がある。そしていくつかの小集団の結果を板書して、どの集団がもっとも正確であったかを比較してみるがよい。それはおのずから、自分はどうしてちがつたか、グループはどうして判断したか、などと話し合はつきないであろう。

十二人の似顔と座席はあらかじめ周知徹底させておく注意をのべて、本稿をおくことにする。

(九州大学)

母の会の計画

青木泰子

1、概況

当幼稚園は台東区の中央に位置しておりますが、浅草観音堂を中心とした歓楽街及び上野周辺の繁華街からは離れた、中小企業特に規模の商業家庭の多い地域(60%)で、昭和二十九年に再開園(戦災で閉園)し、園児二三〇名、四二〇坪の園舎敷地が浅草本願寺境内の一郭にあります。

家庭環境は、店舗と住居を一しょにしている家が多く、家族の外

に多数の使用人が同居しており、全般的に雑然としている家庭が多いのです。子どもの教育は母親任せというものの、母親も父親と共に店の仕事を追われる事が多く、教育は三次的に考えられるがちです。子どもは使用人或いは祖父母に委ねられている場合が非常に多く、経済的には比較的恵まれているので、小遣いを多く与える、身の廻りの事は周囲の誰かがしてあげる、子どもは遠方の歓楽街や友人の家、デパートにまで遠征して遊び回ることもあるが親は知らぬ場合が多く、またわかつてもそれほど気にかけないということもありますので園の方から親に注意する事もしはします。

このような状態ですから、家庭における基本的な習慣づけが殆どできていない、落ちつきがない、両親の愛情に欠けている、などが当園児の短所面の特長となつて表われ、入園希望者も教育的な理由からではなく、両親が忙しいので、という理由で、三才児の入園希望が非常に多くなっています。

2、父母の会 計画と実際

以上の家庭環境の実態を把握し、幼児教育の重要さを認識、理解してもらうためいろいろな形で父母の会を計画し、つとめて教師と父母と接する機会を作ると同時に、一人でも多くの父母に出席してもらうことに力を注いでいます。

四月 父母の会(第一回 級3)

下旬頃になって、担任が園児の顔と名前が一致するようになり

話し合いの素地ができる頃、父母の会を開き、年間の教育方針や

一学期の指導方針を説明したり、入園して約一箇月の園児の様子と家庭における様子を話し合ったり、細かい規則や注意事項を話すし、担任と父母の繋りの第一歩を踏み出しますが、この会には殆んど全員が出席してくれます。しかし、会を重ね、次第に幼稚園の様子がわかつてくるようになると、残念ながらどんどん出席率が低下していくのが現状です。

五月 家庭訪問

五月に入ると、予め家庭調査書をよく調べておき、各組一齊に午後（週一回の職員会、研究会日はのぞき）家庭訪問を始め、約一箇月かかって全員の家庭を訪問し、園児はもちろん両親との親近感を深め、問題行動のある園児の原因の究明、家庭生活の背景、また通園の道順や近辺の環境を調査します。生活の実態を掴むため、家庭には五月中に訪問する旨は連絡しておきますが、日時は指定せず突然に訪問します。訪問した際、接待するのは殆んどが母親で、父親は見向きもせぬ仕事を統けており、話に心じてくれず困惑することがしばしばあります。

保育参観（第二回）

園の生活に大分慣れて、無断で家に帰ってしまうことがあつたり、母が園に来ても離れていたれるようになると、保育参観日を一日設けて幼稚園生活の一 日を参観してもらいます。母親はこの日を楽しみにしており多數出席します。

六月 講演会（第一回 全体会）

PTA文化部の主催で講師を招聘して講演会を開き、幼児教育に関する親の正しい考え方作り方などについて講演を聞きます。全体会をする時は出席者が大集合まるまで、唱歌や、園で園児が歌っている歌を教曲指導いたしますが、文化部のお母さんたちが楽譜を印刷したり、ピアノ伴奏や歌唱指導もいたします。

七月 父母の会（第二回 級会）

一学期同指導に当つての諸問題や様子を懇談したり、夏休みの過ごさせ方などの注意を貰えたり、夏休み帳（三歳児には与えない）の利用法や記載されている歌の指導をしたり、時には、園医先生に夏の健康生活についてお話をいただくこともあります。

五歳児の組は父母の出席率を良くするため、五月に行なったウイスク知能テストの結果をこの会において説明します。

毎月 教育相談（一回 個人）

毎月、同相談日を指定して、個人的な教育問題の相談を受けたり、担任の方から父兄に相談したりしていますが、一度に多勢重ならないように、前日までに申し出もらい、相談する時間を打ち合わせておきます。しかし、出席率が非常に低く、熱心な人は毎回来ますが、担任の方から相談したい人は連絡してもなかなか来てくれないような状態です。その理由の一つとしてあげられるのは、父母の会のように園から一齊に召集した場合は家を出やすいうが、そうでない場合には年寄りがあまり賛成しないので出にく

いと言う母親が案外多いので、この会の持ち方についてよく検討しなければならないと考えております。

九月 講演会（第二回 全体会）

P.T.A文化部が主催し、保健所の医師と栄養師にお願いして、夏の疲労が表わされてくる九月の幼児の健康や食生活について講演を聞いたり、相談をしたりいたします。出席率を良くするため、行事写真の申し込み受付などを、その日一日限りとして講演会の計画に織り込むこともあります。

十一月 保育参観日（第二回 父親参観）

いろいろな会には母親が出席する場合が多く、父親はあまり関心を示さないので、日曜日に保育をして父親の参観日とし、特別な理由のない限り必ず出席してもらい、幼稚園教育を理解してもらいます。

十二月 父母の会（第三回 級会）

二学期の保育の経過などについて説明したり、冬休みに入るにあたり咸末やお正月の生活についての注意事項を話し、その他いろいろと懇談します。また四歳児の組は十一月に行なった知能テストの結果についての話し合いも含めます。

二月 父母の会（第四回 来年度新入児父兄）

来年度の新入園児の父母を対照として開き、園長先生または講師の先生より、幼稚園教育の正しい考え方や両親の心がまえ等についてのお話しや、四月の入園式までの諸準備を説明します。ま

た通園バスのコースを説明し、各自の集合場所（停留所）を決めます。

三月 保育参観（第三回 両親）

進級或いは卒業に当り、園児のすっかり成長した姿を両親に参観してもらい、園児・担任・両親がいつしょになつてゲームなどをして遊ぶこともあります。

父母の会（第五回）

年度最後の父母の会を開き、担任も親も和やかに苦心談や思い出話をなし、立派に成長した園児を無事に進級・卒業させるとの喜びを語り合います。

3、母の会の組織と実態

a、大谷派母の会

当園にはP.T.Aと大谷派母の会の二組織が平行してあります。先ず大谷派母の会について説明しますと、現在では京都本山の大谷派保育研究室を中心として活動しており、眞宗大谷派保育協会に参加する幼稚園・保育園の、母の会相互の連絡提携をはかり、真宗の教旨に基いて母の会向上発展につとめるという目的をもつて組織されており、全国の眞宗大谷派保育施設（幼稚園・保育園）が三十教区に分れて所属し、それらを統合して眞宗大谷派保育協会連合母の会という大組織を結成しています。（昭和三十三年発足）当園はこの内の東京教区（東京・神奈川・埼玉・群馬・茨城・栃木・山

梨・長野）に所属し、徳風幼稚園大谷派母の会と称しており、園児が入園すると、母親は必然的にこの会の会員となります。委嘱した母の会会長一名、委員二名が交替で年に数回の京都などにおける保育研修会に出席しています。一家の主婦が家族や子どもを残して泊りかけて出掛けるのは並大抵の事ではないのですが、それにも増して得る事は大きいようです。育児についての全般的な問題や毎日の生活における理想と現実の矛盾などの具体的な問題について討議したり、講話を聞いたりして、冷静に我が子の、或いは幼児教育全般について考え、同じ立場で悩みをもっている全国の母親と語り合える機会となつて非常に有意義であり、ありがたいと、参加した母親は言つております。

b、PTA

PTAについては年度始めにアンケートにより希望者を募り（大谷派母の会役員とは別に）、総会において役員を委嘱します。年に五、六回の役員会を開き、庶務部が中心となつて運営しておりますが、あくまでも園の教育方針に添つて自主的に積極的な協力を得ております。

このPTAには庶務部、体育部、文化部、母の部の四部門があり、全役員にこの内の何れかに所属してもらい、園の先生が二名ずつ世話役としてついています。庶務部は主に事業の企画運営や涉外連絡に当り、体育部には、園で計画した春秋二回の運動会などの準備から後片付に至るいっさい

を自主的に行なつてもらいます。
文化部には、園の「父母の会計画」の一端をエフロン会と称する会を以つて押し進めてもらいます。

エフロン会とは、商売熱心な父親を、或いは服装など虚榮に流れ易い母親が気軽に一人でも多く出席できるように、仕事着、エフロン姿で出席するという会で、PTA会員相互の親睦、教養の向上、幼児教育に対する認識を高めてもらうための講演会を始め、コーラス、フォークダンスの会、茶話会、映写会、料理他の講習会を開きます。また大谷派母の会研修会に参加した人の感想や報告も、このエフロン会において発表し、大谷派母の会会員としての意識を深めようとしています。

母の部には以上の何れの部にも屬さない難用に類すること、例えば園児が製作した七夕の筆飾りを筆に結びつける仕事、人形などの修繕とかPTA新年会、卒業時の謝恩会の準備などに協力してもらうことがあります。

4、今後の計画

園児は卒業すると若葉会（同窓会）会員となり、その父母たちが任意に入加入して若葉父兄会を組織しています。一年に一回若葉会を開く際、同時に若葉父兄会も別会場で開催し、和やかに会食、歓談し、幼稚園との繋りを保っておりますが、園の発展のため将来は後援団体として発展させていく計画であります。（浅草木願寺徳風幼稚園）

リズム教育における

自由表現と創造性



岡

弘

美

近頃、幼稚園・保育園で盛んに行なわれている自由表現が、果して音楽的創造性の発達、特に、音楽を創造的に使える能力の発達の為に全く適切なものであるかどうかについて、いま一度、音楽心理の上から見てみよう。

初めに音楽心理学から見た音楽の表象性について述べ、それから、自由表現なるものを分析し、考察してみよう。

音楽心理学によれば、音は絵画よりも、はるかに無規定なものである。この無規定性の為に、幻想と感情体験が固く、くくりつけられることなく、自由に展開し飛翔する。音が何か外界のものを見しても、決して確固たる特性を示すものではなく、また何か、類似の姿を与えるのではなく、いわば、シンボルを与えるの

である。この芸術家のシンボルはもちろん精神的なものであるが、絵のように外界の類似性によるものではなく、また、譬喻、寓話のように悟性的な知に基づくものでもなくて、全く、感情的に結構に基くものである。しかし、音と外界内容との現実の関係が規定されないにしても、その音楽の感情作用の基くものによって、音楽は外界を描くことができる。

次に音の表徴性を説明すると、

- ① 量感、しかし、実際の重量とは成素の上からは共通性も類似性もない。
 - ② 明暗、共感である。即ち、音と色とが、それ自身にていどではなく、この両者は共通の感情作用を持つのである。
 - ③ 高低
 - ④ ゆれ動き
 - ⑤ 遠近
- （一）音の動きが生ずる

A decorative horizontal border at the top of the page, featuring a repeating pattern of five-pointed stars.

⑥

音と光、または色の類似性は、客観的な事情にあるのではなく、主観的な体験にあるのである。そして、表象が原因なのではなく、それは感情体験の結果なのである。イメージの働きでなく

シンボルの問題である。音の表象作用は決して直接に感覚から生ずるものではなくて、感情に則した共感を通じて出て来たものである。このような主観性からは、人々は音楽を聞く際に決して現実の運動表象を体験するのではないことがわかる。我々は、運動は感ずるが、それを見るのではなく、また視的、空間的に表現するのでもない。もし、それを見るものがなければ例外である。音楽を聞く際に多くの人々は、純粹に感情的であり象徴的であるが、明な表象へと向けられるのではない。音楽の運動性は、感情体験として決して、空間的に表象された体験ではない。それはただ空間ににおける現実の運動のシンボルとして要求されるのみである。

さてここで、このような音楽の表象性を頭に置いて自由表現を分析してみよう。

(1)

歌A 例えは「象さん」
曲B、例えば「小鳥の曲」} を聞かせて、

象なり小鳥なりを、自由にその音楽に合わせて表現させる。音楽は多くの場合、おとなを感じた表象の音楽化である。象は低い音で、アンタント、小鳥は高い音でフレストに表現している。ここに一つの問題がある。それは、幼児とおとなとの音に対する表象作用が果して全く同一のものであるかどうか、または幼児にも表象が生ずるかどうかという点である。

このことはまだ、音楽心理学の上で解答は出ていない。
このような表題音樂による自由表現の中で、二つの固定化がな
されていると言える。

(1) 歌 A の表象は、象である。

・曲Bの表象は小鳥である。

そりとしたもの

体験で聞き分けるのが適切である。音楽教育の中に音楽リズムとして身体運動を取り入れたことは良いことであり、また、必要な事である。しかしそれが、自由表現という形にまで発展してきた今、今一度、その自由表現なるものが、音楽と言うわくの中で、

三

・小鳥の表象は曲Bの表わすように、高い音とプレスト」である。

そりとしたもの

自由表現と言わるものは、この場合、ただ象をいかに表現するかという演劇的自由表現のみが子どもに要求されていて、音楽を自由に聞いて表現しているのとは全く異なるのではないだろうか。

(2) 無題音楽と自由表現

音楽を聞かせて、自由に身体運動をさせる。そこまでは良いが、たいていの場合、先生は、一人ひとりに向かつて次のような質問をする。

「A君、何になつたの?」「ああ、象さんね」これが毎日くり返される。初めは、即ちおとなによつて、明確化、または言語化される以前は、子どもは全く感情表現に過ぎない動作をしていたと思う。このよくなリズム教育のくり返しによつて、次第に音楽の感じ方が、実物との関係づけにおいて固定化してしまい、後にば、音楽を、純粹に音として、また独創的に聞くことを妨げるようになるのではないかだろうか。

(1)と(2)で行なわれる創造性の發揮は、象を、小鳥を、いかに表現するかという、実物の模写、演技に似たものにおいてのみであり、ここにおいては、音楽における創造性といふのは、全く見あたらないのである。しかし、この方法でも、リズム教育はもちろんできている。以上で述べた固定化の欠点と音楽的創造性に、何ら得点がない点などを重視するならば、この自由表現は何とか改良されねばならないと思われる。そこで、音楽的創造性を發揮さ

せるようなリズム運動を考えてみよう。

三歳の幼児を観察して次のような場面をみた。幼児M子とする。M子の父親が応接間で一人、ステレオを聞いている。曲は、シユトラウスの歌劇「こうもり」の序曲である。相当、ヴァリュームが大きく立体的で、生き生きとした音楽が鳴りひびいている。

拍子は三拍子のワルツである。

となりの部屋中をぐるぐる大きく動作して廻り出した。やさしくメロディーの時はやさしい動作を、音楽に合わせて、はては、床にねころんだり、とび上つたり、人が見ていることなど全く関係なく、自由に動きまわっている。

このさまをみて、いつも幼稚園の三歳児の自由表現をみていた私は、驚きかつはっとさせられた。今まで見たこともないような、生き生きとした自由表現だったのである。たしか彼女は二十分近く、それに酔つていたようである。アメリカのどこの幼稚園でも、有名な音楽教育をしているところで、これに似たリズム運動を指導しているそうである。

もちろん、ただ、自山にはつておくだけでは発展性がない。これにも適当な教師の指導が必要である。まだまだ創作リズム運動の背骨についての研究の余地はある。現在行なわれているステレオタイフ化の危険のある自由表現と共に、考え方をする必要があるだろう。

幼児期における性差と



その指導

生沢雅夫

はじめに、事実の問題と価値の問題とを区別しておきたい。教育とか指導とかいうことは、一方では指導されるものの実態を、先入観や偏見なしに客観的にとらえるという側面と、他方では指導の方向がいくつもありうるとき、その中のどれがもともと望ましい方向であるかをきめる価値の問題とを含んでいるからである。

この小論では、前半で幼児における性差についての実態をながめ、後半で性差のあつかいかたについてのあるべき姿を考えてみたい。

性差の事実

男女に共通点の多い時期であり、人間の生涯からみれば、幼児期として一括されるのにふさわしい時期ではあるが、よくしらべると、かなりの性差がみとめられる。

以下に、従来の諸研究で見出されている性差を、幼児期を中心にしてのべよう。

(1) 生育力 男と女の個体数の割合を性比とよんでいるが、受精時の性比は女一〇〇に対し男一五〇以上と推定されている。胎児の死亡は流産・死産としてあらわれるが、流死産における性比は、妊娠月数による差はあるが、女一〇〇に対し男一二〇—一三〇である。より多くの男が出生前に死亡してしまう（この傾向は人間以外の生物でも同様である）。出生時の性比は、諸民族、諸時代を通じかなり一定しており、女一〇〇に対し男一〇五前後である。乳幼児死亡についていえば、生後の一月数によってちがうが、女一〇〇に対し男一一〇—一五〇。乳児期以後のどの年令においても、死亡者は男の方が多い、かつその性比は生存者の性比より大きい（男女の生

存者が平等に死ぬのではなく、男の方が相対的に多く死ぬ) (1)(2)(3)。

この事実は、日常経験としては、男の子の方が育てにくいとか、女性の方が平均寿命が長いという知識として体験されている。こういう点では、男は胎児期から生涯を通じて、死に易い弱い生物である。

(2) ホメオスタシス 生理学的に生命現象をながめると、生活体はその内部環境(体温や血液中の諸物質などの状態)を一定の安定状態に保持する自動調節機構をもっている。この安定状態は生命が持続する限り、動搖はあるが一定の巾の中に保持されなければならぬ。平衡がやぶれて回復できぬときが死である。動搖の中の性差に着目すると、男が小さく女が大きい。日常経験としては、女の方が顔色が変りやすいなどの形で体験されている(3)。ところで、幼児でなく学童であるが、短時間のストレスを与えてある種のバランスのこわれた状態を作り、その回復過程をさまざまに生理学的測定を行なってしらべたところ、女児の方が反応が強くあらわれるが回復は速やかであつた(4)。女児の方が弾力性のある生命維持機構をもつてゐるといえるであろう。

(3) 身体特徴 身長、体重をはじめとして、身体の各部の大きさや重さについて性差がある。胎児期のはじめは女の方が大きく、途中で男がおいこし、出生時には男が大きく、思春期までその差はひらいでゆく(1)(3)(4)。筋肉の大きさや、肺活量、体重あたり肺活量も男が大である。男児がより活潑で活動的であるということの身体的

裏付けがここにあるといえよう。

(4) 発育速度 成熟の状態あるいは発育の極限に達する年令は、がいして女が早く、したがつて、成熟に至る道程を女児は早く歩むことになる。同年令の男女を比較するとき、見かけの大きさは男が大きくても、成熟に近づいている程度は女の方が大きいといふことがおこるであろう。身体発育のもつとも安定した目印とされている下肢骨の発育経過は、明らかに女児の方が年令的に先行する。また、乳歯の生えかたは男の方がやや早いが、永久歯は女の方が早く生えてくることは、日常経験としても体験されよう(1)(3)(4)(6)。

(5) 作業能 いわゆる能力的なものであるが、乳幼児期においては運動能力や言語能力などが中心になる。大きな身体運動の成績は男児がすぐれ、こまかに手先の作業は女児がすぐれている。言語能力は、乳児期からおとなに至るまで、女性がすぐれている。そのほか各種の作業成績まで考慮すれば、能力面に関しては、男女のどちらがすぐれているかといった差はみとめがたい(1)(3)(6)。

(6) 性格や興味 男女の行動の型ということで考えると、好まれる遊戯活動についての調査はすいぶん多い。幼児期は男女に共通して好まれる遊戯活動も多いが、反面、明らかに男女の差も見出しうる。男児は身体運動をともなう活潑な遊戯をよりこのむのに対し、女児はより静的な人形あそびなどをこのむ(1)(3)(6)。

ここで、筆者が、最近行なった興味の調査についてふれておきた(5)。小学一・三・五年の学童に対し、さまざまあそびや活動に

対するすきらをしらべ、潜在構造分析という統計的手法で分析したのである。潜在構造分析というのは、何人かの被検者の集団を、表面的な特徴で見かけ上の類型（現象類型）に分類するかわりに、潜在的な特徴で原型（発生型または潜在類型）に分類することをねらいにする。たとえば、一年生に潜在している眞の分類原理はどのようなものかということを見出そうというわけである。

右の研究の結果、一年生は二つの潜在類型に分かれていること、一方は男性的興味を示すグループ、もう一つは女性的興味を示すグループであることがわかった。好む行動や遊戯に着目して一年生を分類したら、性差を検出することが目的ではなかつたのに、結果としては他の性格類型よりもまず、男性的と女性的という分類があらわれてきたわけで、男女のちがいの深刻なことに感銘をうけたことを、附記しておきたい。

以上を要約すれば、特に幼児期を中心とした性差は

- (1) 男は女より生津のあらゆる年令水準において死にやすい。
- (2) 男は生理的平衡のみたれに対し、抵抗的であるのにくらべ、女はより柔軟で弾力的に反応している。
- (3) 男児は身体や筋肉が大きく、外界への働きかけ（エネルギー放出）に適している。
- (4) 興味は共通的な部分も多いが、はつきりと、男性的な型と女性的な型とに二分できる。

ということになる。

ここで注意すべきことの第一点は、見出された性差が、先天的な原因にもとづくものか、後天的な社会的文化的影響によるものかは、きめられないということである。現在の文化の中で見出される性差は、すべて社会的文化的な影響の下に作り出されたものだといふ証拠資料は、ミートの研究をはじめ多數に存在するが⁽¹⁾⁽²⁾、しかしこれとて先天的影響が皆無だという証拠にはならない。筆者のみるところでは、先天論と後天論のいずれが正しいかという形でよりも、何がどの程度に先天的であるかまた後天的であるかという形で、相対的な影響力をしらべる方が大切で、このような知識が教育上指導上役に立つのだと思う。

いずれにせよ、前述の性差は、先天的な原因と後天的な原因とのからみあつた結果であることを忘れてはならぬ。

注意の第二点は、性差とは、多くの共通点を前提にしているという点である。いざれも人間であり、共通の機構で生活し活動しているわけで、その共通点は甚だ大きいのであるが、なおかつ性差もあるという意味であることを忘れてはならぬ。

注意の第三点は、性差は男児全般対女児全般の差であつて、特定個人をとりあげてみれば、男の中でもハラツキがあり女の中にもハラツキがあるということである。男児なら必ずある性質をもち、女児なら必ず別のある性質をもつというわけではなく、重複が存在しており、ここでいう性差とは、全般的な傾向のちがいをさすの

である。

性 差 観

ここでできるだけ前述の事実を生かして、筆者の性差観（特に幼児における）をのべたい。ところで性差の事実をどちらの方へ指導するべきかという方針は、事実の中から生まれてくるのではない。事実を正確にとらえるにつれて、事実の誤認にもとづいた偏見や理念を修正することができるといったことはあろうが、最終的には性差の教育的取り扱いは教育者の主觀を交えたものになる。

さて、性差の教育論は、男性観女性観が関係し、いまはやりの家庭論にまでつながる可能性があり、ここで男女平等論が思い出される。

男女平等論は、こまかく考えれば実は一通りのものでなく、何通りもの異なる平等論があるようと思われるが、筆者は、男女が全く同じものに変るのがのぞましいといふ中性化推進論はとらない。能力の平等はある種の事実であり、能力の平等化には賛成であるが、男女の性格や興味の特質をさらに尊重したいと考えるのである。

人間は生命活動をいとなんていいる。それは物質の状態よりも一段階高い水準で、一定の安定状態を保持している系である。この平衡を維持するのがホメオスタシスの機能なのであつた。ところで生活体はそのすべてをホメオスタシスにささえているわけではない。む

しろエネルギーの浪費をしてホメオスタシスに相反するような行動も多い。例えば手足を動かすことは一時的には内的平衡を破壊するのである。人間の生活活動は、一方ではホメオスタシスの実現という面をもつが、一方ではむしろホメオスタシスにささえられてはいるがホメオスタシスには直接には役に立たぬエネルギー放出という面をもっている。こどもが遊ぶのは何故かという問いは難問で、答はは通りも出されているが結着がつかぬ。しかしやはりそれは、エネルギー放出の（しかも生命の維持には直接寄与しない）形態の一つだと考えたい。哲學的にいえば、生活体ことに人間は、一方ではある水準に生命の平衡を維持しつゝ、他方では平衡維持に役立たぬむしろそれを破壊するような形でのエネルギー放出を行なつてゐるのであって、互いに矛盾した機能を果してゐるものともいえる。文化や文明とは、主として、生命維持と直結しない活動の産物であるといえないのである。

ここで問題になるのは、エネルギー放出の方向である。筆者はそれは何かを作り出すためにあてるのが望ましいと思う。今までになかったもの、今までとはちがうものを作り出すことが人間の活動のあべき姿だと考える。個人は自己の平衡維持のほかに、何かを作り出す活動をなすべきだということを中心におけば、教育とは個人が物を作り出す可能性を最大限にひろげることが目的であり、その助力をなすものだということにならう。言語や文字の習得、論理思考の学習などもこの意味で重要であり、生活指導もこの線に沿つて行

なるべきである。

ここで幼児の性差の問題にたちかえる。能力の性差はないが、身体的生理的特徴として、男は、よりエネルギーの外界への放出、外界への働きかけに適しており、女は生命活動の維持の面に強調さをもっていると思える。もちろん個人ごとのバラツキはあるが、がいして右の傾向があるとすれば、これを一様に中性化した同一の活動形態に変革することには賛成できぬ。むしろある種の分化こそがのぞましいのではなかろうか。生物の進化は性の未分化から分化へと進んだことを思えば、分化こそ自然の法則でもある。そしてまた調和というのも、同様なものの混在よりは、異質なものの交渉を含んだ体系の方が、よりのぞましいといえるであろう。

性 差 の 指 導

今までの議論は、主として個体の生命活動の面からなされた。しかし現実の教育場面では、男と女の相互交渉があるわけで、これも無視できない。

個体の可能性を最大にひきのばすということは、ある種の文化を促進させることであった。男児はその活潑な活動を奨励し、とくに外界や物体への働きかけを行なわせたい。しかし副次的には、そのため自己の生命平衡維持をそこない、けがや死亡に至ることのないよう、危険防止と安全教育を徹底せねばなるまい。女児は外部からの刺激の侵襲への体制を練磨するため、さまざまな体験特に自然と

の接触を豊富にしたい。もちろん男女児とも知的面の教育は平等に行なうことと言ふまでもない。

次に、男女児の相互交渉についていえば、大いに交渉して相互の共通点と差異点の理解をすすめたい。ただし、男児が身体・体力の比較観から女児に攻撃を加えることもあると思われるが、対人的な働きかけと、対人攻撃は別であること、エネルギーは人をいじめるために用いるべきでないことなどを説かねばなるまい。

このような考え方は、筆者の性差観を反映した、素朴で一般的なものであるから、これの現実への適用については、まだまだ工夫せねばならぬことが多いと思う。男の子らしい男の子、女の子らしい女の子とは具体的には何をさすのかということが、改めて問われねばならぬであろう。

(大阪市立大学)

文 献

- (1) Anastasi, A. *Differential psychology : individual and group differences in behavior*. 3rd ed., 1958, Macmillan. (特にchap. 14, 452-504).
- (2) Sontag, L.W. Physiological factors and Personality in children. *child development*, 1947, 18, 185-189.
- (3) Terman, L. M. and Tyler, L. E. Psychological sex differences, in Carmichael, L. (Ed.) *Manual of child psychology*. 2nd ed., 1954, Wiley, 1064-1114.
- (4) Thompson, H. Physical growth, in Carmichael, L. (Ed.) *Manual of child psychology*. 2nd ed., 1954, Wiley, 292-334.
- (5) 生沢雅夫「学童の興味の潜在構造分析」、性差と発達差、日心学会第17回大会発表論文集昭三八(印刷中)。
- (6) 三好稔「差異心理学—個人差の心理学—」、昭二六、金子(特に11311-1290頁)。
- (7) 館稔「人口の生物学、南亮三郎(編)「人口大事典」、昭三二、平凡社、五六三-六三一頁。

幼児の数量意識の発達

月 晴

隈

それではこのような数量意識はどのようにしてでき、またそれはどう発達していくのであるか、それをどのようにして指導したらよいのか、ここではそいつたことを中心に述べることにしよう。

ただはじめに注意していただきたいことがある。それは数量意識の発達という点で都市の子どもと農村や僻地の子どもでは相当なひらきがあるということである。幼児期という短い年月の間にさえ都市と農山村の子どもにちがいがみられることからすると、環境の影響の大きいことがよくわかるのである。もう一つ。最近の子どもの体かくは栄養や生活水準の向上などの関係で、戦前や戦後の不安定な時期の子どもに比べてずっとよくなってきた。以前小学校一年生にちょうどよかつた机や椅子が最近の子どもにはもはや小さくなってしまっているという話をよく耳にすることがある。これは発達加速現象といわれるものであるが、同様な現象は数量意識の発達にもみられるのである。十四、五年前と現在とでは、同じ五才児でもかなりのちがいがある。

幼児はおそかれはやかれ、いつかはイチ、二一、サンと数を唱え

たり、ヒトツ、フタツ、ミツツと物を数えたりするようになるし、

その数量もだんだんと増していく。数を唱えたり、事物を数えた

ヘ一
ヘ二

1 かたまりの意識

幼児の数量意識が「かたまり」の感じから出発するらしいことは学者の間でほとんど一致した見解である。同じようなものがいくつかかたまっていると、これに対してもう少しことのできない、たいせつなことである。

の意識をもつことになるのである。この場合でも特に注目されることは「対」になつてゐるようなものの場合である。そのもつとも身近な例は乳房であろう。小田信夫氏の調査によると生後十ヶ月前後でほとんどの乳児が乳房の対の存在に気づくようになる。幼児においてみられる最初の数量意識が「二」であるといわれるのはこのためである。

2 不定量意識

数量意識が「二」であるときには、幼児にとって三以上は「たくさん」ということになる。たくさんとか少しというのはきまつた数量ではなくて不定数量であるから、これを不定数量意識という。三つであつても七つであつてもともにたくさんであり、この時期には三と七の区別はつかない。

それでは逆にたくさんとはどれくらいかを調べてみると、たとえばオハシキ百個をテーブルにおいて「このオハシキをたくさん取つてごらん」というと、取り出された数は四才で約十四、五才で十八、六才で二十三くらいである。注意してほしいのは「三」をたくさんといったから、逆に、たくさんとは三つのことだと思つてはいけないということである。

だから同じ「たくさん」と「三」についても、おとののたくさんと幼児のたくさん、また小学生のたくさんとは意味する程度が非常にちがつてゐるのである。幼児がたくさんという時には「少しのた

くさん」と「本当のたくさん」——この表現は適切ではないが——とでは言い方がちがつてくる。本当のたくさんの場合には「た・・・くさん」と「た」と「く」の間がきれいで、力がこもる。顔の表情までちがう。たくさんの意味が幼児とおとなでは大いにちがつてゐることを親や先生はやはり気にとめておかなくてはならない。

3 多少判断

二才ぐらいになると大部分の幼児は事物の大きい小さい、多い少ないの判断ができるようになる。たとえば皿に適当にせんべいを入れて幼児の前におく。しばらくして「お母さんにもおせんべいちょうどいい」と言うと、よく半分に割れたりはしのかけたのをとつてやつて、自分には完全なのを残す。これはケチだからというよりむろろ、物の大小を理解してきただのである。同じように一方を多めに、他方を少なめに入れたお菓子の皿を運ばせると、きまつて多い方の皿をとる。

これと関連して私は、幼児に、一つ一つ数えさせずに直観的に多いか少ないかの判断をさせた場合、どの程度正確にできるかをみると、四才、五才、六才の幼稚園児についてテストしたことがある。それによるとこの年令の子どもでも驚くほど判断が正確なことがわかつた。たとえば大きさ、形、色の全く同じ皿二つを用意し、一方の皿には五十のオハシキを入れ、他方には四十九を入れてどちらが多いかを言わせる。さすがにこの時には判断ができないが、五十

と四十八ではもう大部分の子どもが正確な判断をする。ただし四才

児ではいろいろな問題がある。たとえばこのテストでのみの幼児はまことに正確に多少判断ができるが、テストそのものでできない子どもが四才児では約三分の一いるということである。そのような子どもにとつては五十であっても四十五であってもどちらも多いために、どちらか一方の方が多いことの判断ができる。「どちらも多い」と答えるより仕方がないのである。この答え方は六才になるとほとんどなくなってくる。この点では四才児と五才児、五才児と六才児との間にそれぞれ段階が区別される。

4 数詞の発達と指導

かたまりの感じから多い少などのかたまり感覚が発達していく間に、他方では数を唱えたり、簡単な計算ができるようになってくる。

幼児はそらでいくつくらいまでの数を唱えることができるかというと、三才で五つくらいである。それが四才になると十五、五才で五十、六才で六百ぐらいに飛躍的に増加する（野呂正氏の研究）。しかしこれは都へ本地の大手付属幼稚園児で、しかもほとんど中等階級以上の子どもであるからそのまま一般の幼児にあてはまるものではない。けれども一つの参考資料としては極めて重要である。田舎の子どもだと私の調査した保育園児では四才で五、五才で十、六才になつても約三分の一が二十以下であった。このように条件のちがい

でだいぶ差がでてくる。

しかし、しばしば指摘されているように、数唱と事物を数える行動とは、特に三、四才ころまでは必ずしも一致しない。十までそらで唱えることができるからキヤラメル十個をまちがえなく数えることができるわけではない。つまり数と事物との一対一対応ができるいないのである。このような数唱と事物との一対一対応関係は四才で七十分ハーセント、五才で九十分ハーセント、六才ではほとんど百ハーセント正しくできるようになる。

ここで問題になることは考え方と集合数の理解ということである。十まで正しく数えた子どもに「それでは全部でいくつ？」ときいても、その子どもが十と答えられるとはきまつっていない。もう一度はじめから数えなおすとか、でたらめな数で答えたりすることがよくある。しかし、これも四才児で七十分ハーセント、五才児で九十ハーセント、六才児ではほとんど百ハーセント正しく答えることができるのであるから、もしこの点で正しい答えのできない子どもには、事物を数えさせた時にいつでも「みんなでいくつ」ということを練習させるとよい。

さて数の唱え方にしろ事物の数え方にしろ、それは普通、家族の誰かが教えてくれるのであるが、その考え方で問題になるのはヒトツ、フタツ、ミツツで教えるか、ヒー、フー、ミーで教えるか、イチ、ニー、サンで教えるかということである。結論からいって、ヒ

トツ、フタツ、ヒー、フーなどの数え方は一応知つておいた方がよいが、できるだけイチ、ニー、サンで教えるのが望ましい。その理由は既に明らかのように、二けたになつた時に混乱してしまうからである。最初からイチ、ニー、サンで教えられた幼児はそうでない幼児よりも十一から十九、二十一から二十九・・・を一層たやすく学びとることができる。ただ十から十一、十九から二十、二十九から三十一・・・のところにつまずくことが多いが、その時にはすぐ助け舟を出してやると、やがてすらすらと言えるようになる。

ところでこの段階で最もたいせつなことは、一から十までを十分に理解させておくということである。いたずらに十一、十二、十三と進むよりは、事物を一つ一つまで正確に数える練習をいろいろな機会に、いろいろなものについて行なうことが大切である。いろいろなものについてという意味は、キャラメルで正しく答えるられる子どもも、オハシキではためだとういうことがあるからである。

幼児は身近なもの、特に食べ物については正しく数えることができても、どうでないものについてはあんがい間違いやさいのである。

5 計算の発達と指導

四才ころまではたた数えるということであるが、五才ころからだんだん加えたり、引いたりができるようになる。できるといつても六才で十までの加減ができるよい方である。このような計算は小

学校でいすれば勉強するからといつても一応入学までにこの程度までは理解させておいた方がよい。それにはやはり实物で教えることが第一である。日常生活の場面で、たとえばおやつにキャラメルを五つあげ、すぐ後で「あと三つあげましょ。みんなでいくつになると?」などときいてみればよい。するとはじめから数えなおして答える場合が多いが、そのうちに八つという答えがすぐに出るようになる。また「キャラメル八つもつっているでしょ。お友だちに四つあげなさい。するといくつ残る?」ときいてやることである。材料ははじめのうちはキャラメルなどが多い。また加えたり引いたりする数が大きくなないように注意しなくてはならない。ただあまり頻繁にやつては子どもの方がかえつてしまつてしまう。ごく自然にこのようなりとりのできる場面がよくあるのだから、できるだけ心がけておくことである。

以上、幼児の放量意識の発達とその指導について簡単に述べた。これで全部がつくされたわけではなく、その一部分についてふれただけである。

最後に繰り返しておきたいことは、できるだけ事物について数えさせること、日常の自然な場面をとおして加減の計算が十ぐらいまではできるようにしておいてやる、ということである。

乳児期の母子関係

—影響する因子とるべき姿—

高木俊郎



生まれたばかりの赤ん坊の脳は、白紙のようなもので、毎日接する母親の与える印象がそれに刻みこまれ、一歩くの絵巻きものを創り出すものであるとすれば、赤ん坊の時期は、将来を幸福にするためにかけがえなく大切なときだと言わねばなりません。

近代の大脳生理学は、発達の点では、人間の脳は全く未成熟な状態で、しかも組織学的には、生後三四年間でおよそ成人に似た状

態になり、六年で殆んど成人と区別できないほどにめざましい発達をとげることを教えてくれました。最近の精神医学は、また乳児期の人間関係が、将来における人間関係の基本的な態度を決定すると言えています。そうであれば、私たちは、乳児に対する態度について、慎重に考えなおしてみる必要がありはしないでしょうか。このテーマが選ばれた理由はそこにあり、また乳児に直接的に最も大きな影響を与えるのは母親であることを皆様に訴えたいためであると想像されます。

遺伝学的には、父親も母親も等分に因子を伝えているはずですが、胎児の育つ環境は母体であることには気付いていたがら、母親のからだそのものが、胎児の育つ環境であることを余り重要視しなかつたようです。

そのことに注意すれば、生まれたときの赤ん坊の良し悪しが父親以上に母親に影響されることは当然です。そして生後年月の浅い時期ほど母親の影響を直接に、大きく受けるのです。しかも、子どもの人格の形成において、環境の影響は幼い時ほど強いのですから、人間が幸福に育つか、否かのかぎは母親の手中にあると言つても過言ではありますまい。

このように考えたとき、乳児期における母子関係の重要性を、今更のように感ずるわけです。

さて、乳児の母子関係を考えてみますのに、母子関係は出生後はじめてでき上るものではありません。もっと以前、母親の妊娠に対する考え方や妊娠中の諸問題、母親の心理的、身体的状況などが影響していることをみのがしてはなりません。さらにさかのぼって、結婚に到るまでの過程、母親の育てられた環境の影響なども大きいことを知ることが必要です。私はこのころ、とくにそんなことを考えながら、母親の子どもに対する態度を見ていますと、ますますその感を深くします。

全く食事をとらないということで、一〇歳になる女の子がつれて来られました。からだの病気をいろいろしらべましたが、とりたて

るほどのものは全くみつかりません。ただ小学校三年になるまで、母親が送つてゆかなければ学校にゆけない状態であったこと、祖母が非常に過保護的で、育児について母親が主導権をもつていなかつたこと、また、母親自身が幼児期に両親からわかれ、母親の愛情にうえていたことがわかりました。そして私のみたところでは、母親自身が未熟で、自分の感情を充分に抑制できない状態であり、姑や夫との関係から来る不安を処理できなくて、この子にむけてつい過保護な扱いをしていたように考えられました。

また、最近三四年生の男の子が、行動がぐすぐずで、自分の意志を

発表できない——というのを主な訴えとしてつれて来られました。

このはあいにおいては、母親の性格が硬く、冷たく、閉鎖的で、周囲の人々との交際がなく、夫に対してもあまり応答しない状態でした。そして、この子にも自分のお乳をのませないし、抱いたりおむつを換えたり、話しかけたりすることもなかったようです。そんなわけで離婚になり、父親の弟夫婦がこの子を育てるようになりましたが、この子を手わたされたときには、全く泣きも笑いもしなかつたといいます。その後、この叔父夫婦がいろいろ面倒をみて養育しましたが、今も学校では自分の意志を発表できず、持物を友だちに奪われてもとりかえすことさえできないのです。しかし、学業成績は中位で、精神薄弱ではないことは確かです。

一、乳児に対する母親の態度は、どんな条件に影響されるか

母子の関係は生まれた後にきまるものではないことに注意したいと思います。

その子が両親や家族の人々に、どの程度に期待されていたか、その子を育てるだけのからだとこころの準備が、母親にできていたか、また、大や姑との人間関係はどうか、経済的な条件はどうかなど、いろいろの内子が直接、自分に影響することは、今さら申不必要もないでしょう。それと同時に、生まれた子どもの身がそのまま待にこたえたかどうかも問題です。男の子がほしかったのに、また

女の子であったとか、その反対のことなどもあります。未熟児であったので、母親が必要以上に責任を感じたり、緊張することもあります。また知えのくれた子どもであったとか、その他欠陥をもつた子どもであるときには、当然、複雑な母子関係になってきます。母親に問題があるはあいと、子どもに問題があるはあいとにわけて、もう少し具体的に考えてみることにします。

(1) 恵まれた結婚であつたか。

恵まれた……というのは、決して経済的な外的条件をきとしているではありません。もちろん、お互に悪い遺伝的な負因をもたないことも恵まれた結婚として大切なことでしょう。お互に意識していくとも、悪い素質を持っていることもあります。この点では、まず血族結婚をきけるのがよいと思います。ここで結婚についての注意をする考えはありませんが、お互いの性格、教養、家庭環境などの調和がとれていること、また心から信頼し、話しあえる民主的な家庭をつくることが問題です。

(2) 幸福な妻であるか。

「私は子どもに生き甲斐を感じています。主人は話になりません。主人はわがまで、虚無的で、偏屈で、ほんとうにどうにもしようがないのです」などの訴えをよく聞かされます。その母親は人生に生き甲斐をもっていないので、その空しさを忘れるためには、子どもに注意を集中させることになります。その結果子どもは母親

の過度の保護と干渉をうけるのです。

こんなとき母親自身は、その夫に対する不満を持ちながらも、それを夫に知らせようともしないで、「主人の性格だから仕方がない——」とか、「主人も忙しいし、家、子ども、年よりのことは自分にまかせると呟つているのだから、これ以上責め立てるのも気の毒だ——」とあきらめているばあいがよくあります。これは、よく言えは寛大な態度とれますですが、無関心な態度、冷たい態度とも言えます。こんなとき、私はよく次のよう申します。

「まだあきらめるのは早い、あなたはこれから一〇年、二〇年、いやそれ以上も御主人といっしょに生活し、人生の幸福を築き上げてゆきたいとはお考えにならないですか。もしそのおつもりなら今までにはいけません。何とかして心のふれあい、本当の話しあいができるようにならなければなりません。はじめから私たちには愛情が全くないので、そんなものはいりません……とおっしゃるのなら、手のつけようもありませんが、それで夫婦生活をつづけるのは虚偽です。しかし、私のみたところでは、御主人も決してそんなに話のわからない方のようではありません。あなたが、あまりにもよき妻、よき母、よき嫁のイメージにどらわれすぎて、つとめすぎているので、かえって水くさくそんな問題がおこっているように見えるのです。もつと率直に、赤裸々な自分、弱い自分、人間としての眞の幸福をつかみたいと切望している自分のありのままの姿を、

御主人に知らせる努力をすることが大切ではないでしょうか……。」

私は、こういうような助言を与える必要に、しはしば出会うのです。

(3) 母親自身が健康で、人間的に成熟しているか。

母親自身が病身のとき、からだがだるかつたり、気分がいいいらしたり、またそのために大や姑に対してもがねしたりして乳児の世話をできないことがあります。このような状態が予想されたときに、はじめから妊娠をさるべきだと思いますが、すでにそのようになっているばあいには、何とか立派な母の代理を選ねはなりません。乳児期だから寝かせておけばよいと考えることは間違いです。乳児期こそ、性格形成の芽生えのときとして最も大切なときなのです。

これと多少になりますが、母親自身が子どもを充分に育てる資格を欠くはあいもあります。私たちは幼児期から思春期までのいろいろの問題の子どもをあつかつているとき、母親が子どもと同じく感情的にあり、対等に争っているのにしあは出会います。過保護、干渉過多、放任などの傾向を持つ母親、子どもをかぎりたてたり、おもちゃ扱いにしてよろこんでいる母親は、一般に未熟で感情的です。

そのような母親は、すでに妊娠中にその傾向がうかがわれるどべる学者もあります。すなわち、妊娠にまつわる不安は、母親としての準備ができているか、また夫との関係がうまくいくているか、

を示すといわれているのです。

妊婦は、妊娠により子どもの生命を自分の生命で償わなくてはならぬと考え、一種の緊張を感じ、不安になります。

人間として成熟した母親、幸福な母親は、赤ん坊の出生により夫といつそう親密に結はれることを喜びます。その反面、妊婦は無意識の中にその絆を断ち切りたいとの意欲も強くなるもので、この接合的接触を求める欲望と自由を求める欲望との間のたえまない葛藤は、人間にとつて宿命であると言われます。そして人間的に未熟な妊婦ほど、その不安が強いと言われるのです。

妊婦の不安の原因は、もちろん妊娠による生理的変化によるものですが、普段からの心理的欲求も関係が深く、たとえば、姑にいじめられ、同時に夫の愛情を充分に受けることができなかつた妊婦が、嬰児出生のあかつきには更に自分が夫に対してもますます堅く結びつけられることを恐れた結果、ひどい嘔吐をおこすことがあり、これはあいの嘔吐は嬰児をとり除きたいという本人の意欲の表徴であるとの解釈を加える精神分析学者もあります。

また、分娩の痛みをおそれ、憎み、夫にもこの苦しみを味わせたいとさえ感ずる母もあります。またはじめから分娩の苦しみを避けようとして、好んで帝王切開を希望したり麻薬で痛みを除いてもらうことを願うものもいます。このように不自然な方法でむやみに分娩時の苦しみを避けようとする母親には、母親自身の未熟さ、自

己中心的な性格、夫および家族との人間関係に問題があつて、眞の幸福感に満たされた生活を送っていないばかりが多いものです。したがつて、妊娠中の、あるいは分娩にさいしての母親の態度が、母子関係に直接の関係をもつと言えそうです。これらの母親の性格の未熟さは、さかのぼつて考えれば母親の生育史にその原因をもとめることができます。

そのように未熟で自己愛的な母親は、表面的には如何にも適応していく高い知性をもつてゐるようみえますが、実際には不安定で社会的なつながりが乏しいのです。そして「すぐれた女性、母、妻、嫁」といったイメージを守ることに懸命であり、教育に熱心で新知識の研究を求める、精神衛生や育児の本をよく読み、科学的雰囲気を求めることに努力しますが、育児に当つては、はげしい不安と葛藤とに直面します。

(4) 姉との関係はどうであるか。

日本の家庭における、嫁・姑の関係は、論じだせば、これだけでも何冊かの本になるでしょう。ここではその関係をよくするために結論的なことを簡単にまとめます。

- (a) 姑を余りおそれてはいけません、話しあえはわかるという考え方で、努力してみる必要があります。

(b) 老人には老人の悩みがあります。それを理解する態度をもたねばなりません。しかしました、どうにもならぬ面が多数にあるのも事

実です。この点では、子どもを扱うときとおなじつむにならねばなりません。生理的に考えて、脳の中で最も高等な働きをする前頭葉が、七五歳では一〇%も縮少するのですから、がんこで、不合理なことを平氣で考えたり、言つたりするようにもなるのです。姑との関係をうまく調整したり、いろいろ広い立場から考えなおすことで、安定した人持をもつことも、母子関係に大いに影響があります。

(c) 父方の親であるはあいには、夫が嫁姑間の調整の一端をうけもつべきです。夫はこの問題に入ることをきけたがるものですが。

しかし、妻がくるしんでいるのですから、当然そのくるしみをわけあい、老人との話しあいをすることに努力すべきです。しかしこのような老人への直接の働きかけの結果が、いつもよいとは限らないでしょう。そのときでも夫はその問題にノータッチであつてはいけません。せめても妻の悩みをきき、その支持者として励ます立場だけは、ぜひ受け持つてもらいたいものです。

姑との関係をうまく調整したり、いろいろ広い立場から考えなおすことで、安定した気持をもつことは母子関係に大いによい影響をあたえるものです。

(5) 母親の妊娠時の年齢はどうか

母親の妊娠時の年齢は大いに関係があります。年をとつてからの子ども、ことに「かけがえのない一人っ子」のときに、育児に対する

る関心が高まりすぎる傾向があることは、当然でしょう。

(6) 経済的に安定しているか。

経済的な原因で共稼ぎをしているとき、子どもに充分な手を加えることができなくて、食事や排便のしつけなどもうまく行かないことがよくおこります。母親の疲れからつい感情的なあつかいをしたり、普段離れているのでその補いのつもりで不必要的触れあいをする結果になることも少なくありません。しかし、適当な托児所もなく、子どもを家にねかせつ放しておくようならばいには、心身両面の発育に大きな影響を与えることになります。

(7) 育児ノイローゼの傾向はないか。

最近は、育児に対する関心が高まりすぎて、子どもを母親の理想像にはめこもうとしている傾向が多いようです。お乳の与え方一つにしても、個人差のあることに気づかず、何CCC残したと大きわざしている母親が少なくありません。子どももまた生きた人間であることを忘れているようにさえ思えます。

一般の母親は、体重にしても平均では安心しない、二〇一ミ〇%位大きいと満足する——といった状態です。しかしほうに考えてみればわかることだと思いますが、人間は本当に大きいほど健康で強いものなのでしょうか。長寿の秘けつは痩せることだとさえ言われているのですが、赤ん坊だけは肥えるほどよいということはないのです。平均体重より三〇%以上も大きいと、腎臓、肝臓に大きな負

担をかけて、赤ん坊にも決してよくありません。現在乳児の発育の理想はどんな状態であるかということが、小児科の専門家によつてはじめて考えられているのです。

育児指導は結構なのですが、こんな場所へつれて来られる子どもは、ほとんどすばらしい発育を示すもので、つれて来られない子どもこそ、それを受ける必要があるとは、全く皮肉なことだと思います。

二、子どもをむかえるときの心構えと、取り扱い上の注意

以上のように、いろいろの条件によって母子関係がきまるわけですが、ここでは母親が赤ん坊に接するときの心構えと注意をのべることにします。

愛情の結晶として生まれた赤ん坊、しかも、結婚後長年月を経てはじめての子、はじめての男の子、はじめての女の子、なこのばあいに、父母および周囲の人々の関心は格別です。これとは反対に、全く待たれなかつた子もあります。人工流産を計画された子、経済的あるいは社会的に当惑しながら産み出された子、さらに発育が不完全で、将来もは子とともに苦しむべく運命づけられているように思われる子もいます。

(1) 教育は生まれた日からはじめられねばなりません。乳児の行動が、大脳辺縁系を主体とする本能的、感情的なものであり、脳・神経系の発達とともに、大脳皮質の働きが加えられていくことは、す

でによく知られています。その行動の様式は生まれたその日から、周囲から与えられる刺激によって条件づけられるものです。

生後一ヵ月もたたない乳児をつれた若い母親が「この子は夜間ずっとだっこしていなければ、泣きどうし泣くのですが……」と訴えてこられます。赤ん坊が泣くことは一種の生理的な現象で、しばしば放っておいてよいはあることを理解しておかねはならないのです。

泣くことは子どもが自由にあやつれる唯一の表現手段で、また、血液の循環や肺臓の発達を刺激するという、よい効果もあるのです。しかも、もしこんなことを知らずに、泣く度に母親が抱いていたら、ますますささいな不満や不快で泣くようになるでしょう。そして成長しても心理的に耐久力の乏しい人間になるかもしれません。泣くとすぐ抱いたり、お乳を与えたりするのは、おろかな母で、その結果は永久的な幼稚症をつくることになることを知つてもらいたいものです。赤ん坊のときにつけられた習慣を、あとになつてかえることは非常にむつかしいことですから、白紙のときによい条件づけをしておくことが教育の秘訣と言えましょう。『教育は生まれた日から』ということはを味わっていたいと思います。

(a) 抱きぐせをつけないように力をつける。
(b) ねるのは、初めから親と別の布団を用いて下さい。添寝をさせましよう。添寝の弊害は今更のべる必要もないと思ひますが、寝室

もできれば、はじめから両親と一緒にしない方がよいのです。

(c) 赤ん坊が便秘すれば、直ちに浣腸器で腹部のガスを排除させようとしたり、コヨリで肛門の周囲に刺激を与えて排便を促そうとする母親があります。これは直腸の粘膜を刺激し大腸に性感帯を作ることになりますので、後に性欲倒錯の原因になる可能性がありますから、さけた方がよいといわれています。

(d) 子どもをあやすのにこまわしたり、搔ったり、接吻したり、ことに男児のばあいには性器を弄んだりすることも少なくあります。これらの肉体的愛情の表現は、後にチック症や自潔行為をおこさせるとの説があります。また、子ども自身も、自潔、つまり自己満足の行為にふける傾向を有するものです。たとえば身体を搔ぶる動作、リズミカルな筋肉運動をくりかえし、その間恍惚として遠方をにらんで性器に手をあてている場合があります。これらは正當な幼児の発育過程におこる問題ですから、他に拘持をそらせることはよいのですが、余りにきびしく止めさせる必要はありません。

さらに、子どもに、強すぎる刺激を与えることは、一般によくありません。子どもは毎日新しい不思議な可聴性を見し、得得してゆくものです。周囲からの過度の世話やときは自分で楽しむ能力を失わせ、子どもの自由な発達をおさえることになります。こんな子が成人になりますと、独居の生活に耐えられない、ちやほやされなければすぐ不満を持つ、精神的に幼稚な人間になることがあると考え

られています。

(e) お乳をのむことは、赤ん坊にとって一種の快楽ですが、偶然にあるいは病気でのまくなかったとき、周囲があわててのむことを強いること、強度の緊張からますますのまくなったり、嘔いたりすることがあります。乳の与え方も時間をきめるのがよいか、自由に与えるのがよいかとの問題がありますが、両極端はともにわるいようです。

離乳にかかるのは、一般に生後六ヶ月がよいとされていますが、どんなにおくれても九ヶ月以上は乳だけを与えることはいけません。それになると、乳児はだんだんと自我意識が現われますから、ますます離乳させることが困難になります。

以上のような子どもの取り扱いに失敗して、子どもが一度両親および周囲の人々を屈服させますと、子どもは全ての人々を支配する小暴君となってしまいます。成長するにつれて自分の「権力への意思」にならむ人間になる可能性があります：全ての植物がたくましく成長するために、適度の日光、雨、風が必要であり、しかもそれらが多すぎても少なすぎてもいけないのですが、それと同様に、母親の愛情や保護も、その与え方が理性的で適度でなくてはならないのです。

生後六ヶ月をすぎると、赤ん坊は我々に笑いかけ、からだを動かして感情を表現します。このときが人間関係のはじまりなのです。

このときに、抱くこと、話しかけること、なでることもされない赤ん坊は、身心の発育が阻害され、いわゆるホスピタリズムにみられる状態をおこし、笑うことも泣くこともない、感情の鈍い子どもになり、成長した後も、温かくて幸福な人間関係を成立させることができ難いと言われます。

すべて、発育の初期に与えられた刺激が、最も大きな影響を与えることは、胎生期の一ヶ月には体に加わった刺激で、重大な欠陥をもつ子どもができるることを考えても明らかです。また私は後天性の精神薄弱の原因をしらべましたときに、生後六ヶ月から一年の間の脳膜炎が、重症の最も大きな原因であることを知りました。ボーリビィの報告にも、満一歳前に母親から無理に切りはなされ、不幸な生活をした子どもに重大な人格障害を残すことが示されています

そう考えると、脳の発達の最も盛な、しかし神経細胞の形の成熟や髓鞘化の立場から最も重要で、人間関係の基礎の成立する乳児期が、性格形成の上にもつ意義の重大なことは今さら申すまでもないことです。私はここに、一生の幸不幸は、乳児期の母子関係によって決められる、とさえ言いたいのです。

三、むすび

幼稚園児の リーダーシップ訓練 について

川治再小

幼稚園児のリーダーシップを測定した実験はかなり多い。しかし幼児にリーダーシップの訓練をほどこし、その効果を厳密にとらえようとした研究は極めて少ない。この種のリーダーシップの訓練と測定を、最も低年令に行なった本格的な研究は、中野佐三らのものである。この研究は小学五年生を対象にし、学級集団内で比較的低い地位にある児童に、集団における重要な役割を担当させ、その役割をうまく果せるように指導した場合、その集団内における社会的地位が上昇するであろうとの予想の下に行なわれたものである。この研究は、数人の心理学者と多数の協力者とによる大規模なもので、社会的地位が学級内で中位の者を選び、彼らを学級の委員に任命した。そして種々の厳密な測定を行なった結果、級委員の任務を果すことによって社会的地位が上昇したという結果を得た。そして適応性テストを行なった結果、社会的地位に参与するいろいろの要因の内で、特に「リーダーシップ」の向上が著しいことを見出したのである。

今回突然標題の内容で原稿を依頼された。実は本年の心理学会で、このような内容に関する小実験の結果を発表したのであるが、この実験からは現在までのところ、実際の幼児保育に役立つ事實を全く見出していない。しかも私自身、幼稚園の事情にくわしい方でなく、執筆に適任と思わないが御依頼にこたえるべく精一杯努力することにした。

右に述べた中野らの研究から示唆をうけた私は、幼稚園児も社会的役割を果すことによって、リーダーシップが向上するのではないかと予想し、このテーマに基づく実験を計画した。(文献一)この内容は上述のように本年の学会に発表したが、その概略を紹介したいと思う。私の場合、中野らのような多大な大規模な研究を行なう事が不能

で、やむを得ず個人研究として行なつた。目的は三、四才園児のリーダーシップを高める訓練方法考案のための基礎資料を得ることにあつた。

期日は三七年四月から三八年一月までである。実験対象として、社会性の訓練よりも、むしろ情操教育に重点をおいて保育をしてい、都内某幼稚園を選んだ。この幼稚園の三、四才児を対象にし、先ず自由遊びの場面における各児のリーダーシップを評定した。評定法は (a) 保母の觀察、(b) 自由遊びの場面でのパートンのリーダーシップ・スケールによる評定、(c) 二人ずつの組合せの自由遊び觀察に基づき作成した、リーダーシップを示すソシオグラムの作成、の三方法によつたが、詳しい説明は省略する。(b) のリーダーシップ・スケールを、第一表に示す。この評定の結果、リーダーシップがクラスで中位の者八名、下位の者二名を選んだ。次にこの被験児群をなるべく等質的に二分し、中位者四名、下位者二名から成る集団を作つ作り、それぞれを実験群・統制群とした。そして実験群だけに、五ヶ月に計一五回のリーダーシップ訓練を行なつた。訓練は一回三〇分。電車ごっこ等の遊びの中で、各児がリーダーシップを發揮せざるを得ないような場面に何回か直面させる。(一名三回以上) 例えば、床に線路を何本か描いておき、対象児を運転手にさせて、どの線路をとり、どこの終点に行くか決定させる。あるいは対象児を駅長にさせて、電車の入るホームを決めさせたり、発着の合図

をさせたりする方法である。一名だけが始めの二、三回は命じた任務をやらなかつたが、その後やるようになつた。他の幼児はすべて命じた通りにやつた。

なお、訓練法としては中野らのように、何かの委員が当番のようなことを毎日やらせるのが第一目標であった。しかし幼稚園側の自由性に触れるおそれがあることと、私が週一、二回限られた時間しか使えないことが原因で、今回の方針に代えざるを得なかつたのである。

また、次の(1)(2)の時期に、各児の自由遊び中の、リーダーシップの程度を測定した。

- (1) 訓練開始前の時期
 (2) 訓練八回終了の時期
 (3) 訓練一五回終了の時期

測定法は (α) (β) の二種類である。

児童の行動	評点
すべての仲間を支配する	+ 3
相互に支配したりされたりする	+ 2
ある仲間に支配され、別の仲間は支配する	+ 1
独立して遊んでいる	- 1
他の仲間に全く支配されている	- 2

第1表 パーテンのリーダーシップ・スケール

第2表 リーダーシップ評点（平均およびSD）

	(イ)		(ロ)		(ハ)	
	平均	S D	平均	S D	平均	S D
実験群	0.18	1.67	0.38	2.05	0.94	1.48
統制群	0.60	1.47	-0.03	1.48	0.40	1.47

第3表 (β) の結果

	(4)	(口)	(八)
E ₁ : C ₁	E ₁	×	E ₁
E ₂ : C ₂	C ₂	C ₂	×
E ₃ : C ₃	×	C ₃	C ₃
E ₄ : C ₄	E ₄	E ₄	C ₄
E ₅ : C ₅	×	×	E ₅
E ₁ : C ₅	E ₁	E ₁	E ₁
E ₅ : C ₁	C ₁	C ₁	C ₁

開始時において、 $E_1 - E_4$ および $C_1 - C_4$ はリーダーシップ中位の者、 $E_5 - C_5$ は下位の者である。 $E_4 - C_4$ は男で他の八名は

監視すると、第2表・第3表および保母の意見は、いずれ不に対する否定的である。第2表をみると、実験群は(+)→(+)の順に、僅かに評点が上昇しているが、これは誤差の範囲を出ていない。したがって、統制群に比して訓練効果があったとはいえない。(ただし、このスケールの目盛りが、少し粗すぎるることは反省される。むしろ田中(文献四)が見出した、一種類からなる「社会的行動の類型」などをスケールとした方が適当であったと思う)。

第3表をみても、訓練回数を重ねても実験群幼児が統制群幼児をリードする傾向が現われていない。結局、一回三〇分程度の訓練を週一、二回位、半年程やつても

(α) 実験群・統制群計一〇名を一括して、二〇分間自由遊びをやらせ、その間各児のパートンのリーダーシップ評点を求める。
(β) 実験群・統制群各一名ずつ選出し、二名で自由遊びを五分ずつやらせる。これを第3表に示した七組の組合せについて行ない、どちらの児童がより多くリーダーシップを發揮したかを測定する。(二〇秒単位で記録をとる)

選択した被験児も女児が多くなった。先ず (α) の結果を第2表に示す。両群とも(イ)と(ロ)、(イ)と(ハ)、(ロ)と(ハ)の値の間に有意差はない（危険率5%）。

今回の目盛りに捉えられる程の訓練効果は出なかつたという結果になつた。その原因としては、訓練時間が限定された短時間であるため、訓練時間以外に種多な要因が交錯して影響すること、訓練方法に不備があつたこと、児児に訓練は訓練場面だけのことと認識され、他の場面への転移が生じにくかつたことなどが想像される。

(五、六才児については今回の実験からは何ともいえないが)しかし普通幼稚園に、今回以上の実験時間を要求し、実験や訓練の整備を求めるのはかなり困難である。したがつて、中野(文部省)の研究に類するような、大規模な計画に基づいた研究を、研究施設的な幼稚園で試みなければ、この種の研究は成功し難いようと思われる。

以上述べたように、私の研究は積極的な結果を得ることができず、しかも現状では行詰っている感がある。したがつて私の研究結果から実際の保育に参考になるものを抽出できぬ。しかし、私は試みたよなリーダーシップ訓練実験でなく、実際のリーダーシップ訓練を行なつてゐる幼稚園は、都内にかなりあると聞いている。

一例をあげると、白金幼稚園では海卓子らが充実した訓練を行ない、文献としてまとめている。この書はリーダーシップだけを問題にしてゐるのでなく、広く社会性全般を扱つてゐる。また、海の豊富な体験と觀察に基いて綴られているもので、学術論文ではない。

しかし私のような限定された場面だけから考察していく方法よりも、発言力は遙かに強く、しかも現場で保育に当つてゐる方に参考にな

る資料に充ちてゐる。以下、この書に基盤をおき、多少私の知識を加えて論述し、責をふさぎたいと思う。

海は、先ず新入園児に自主性を持たせることを狙つた指導についていろいろ論じた後、リーダーシップの問題を取り上げてゐる。そして自上性がめはえた後には、おのずから遊びや仕事などをやる時にリーダーが生まれてくるという。しかし同じ子どもがどのような場面でもリーダーになるとは限らない。海は、いつも色水やごっこをしてゐるUは、その場面ではリーダーだが、他の場面では問題にされない存在たといつてゐるが、これは当然うなずけるところである。何故ならそれぞれの場面が、リーダーになる子どもに各々多少ずつ異った能力を要求しているからである。したがつて、各児の長所を先生が正確に捉えて、それぞれリーダーになる機会を与えてやることは、大いにリーダーシップ訓練に役立つであろう。

また、海は組分けに当つては、組の中の個人の能力差を少なくするようにして、子どもに安定感を与え能力を發揮させることを提倡している。前述の私の訓練実験で、特にリーダーシップのある児童を排除した狙いの一つはここにあつた。もちろん、ある程度異質的な仲間との対人交渉を持たせることも、リーダーシップ訓練に必要な条件であろう。しかし新入児や低年令児の、特に消極的な児童には、先ず海のいう方法を用いて、のんびり安心してリーダーシップの發揮できる雰囲気を与えてやることが、最初に要求されると考え

る。

更に海は、各児にリーダーシップをとる場面を与えるために、「当番制」の採用をすすめている。前述の私の訓練実験のように、週一、二回短時間リーダーをやらせるだけでは、訓練の効果が消去され易いと思われる。また、私の場合幼稚園の自主性に触れない範囲の研究であったので、この当番制実施による訓練を考えておりながら中止したのであるが、海の発言の裏付け資料を得るためにも、いつか成功させたいものと思う。(このためには研究施設的な幼稚園の協力を仰がなければならないが)

海は、食事の時間だと先生に告げられて始めて跡かたづけを始めるのである。自主性が養なえないから、当番の「かたづけだぞ」の発言によってかたづけるようにもつていくべきだという。当番になつてこのような場面におかれた子どもは、皆が容易に集まらなかつたり、かたづけなかつたりして、「困る」体験をすることが重要なのである。この体験を持った子どもは、当番でない時に、当番の苦勞がある程度理解できるであろう。また、困っている当番に協力するための処置のとり方などもわかつてくるだろうし、すんで自主的に協力したいという要求も強まるであろう。以上は海が実際の体験によって述べている事に、多少心理学的知見を加えた要約である。このような予想をたしかめるのが、前述の私の実験の狙いだったのであるが、一応挫折しているのは残念である。

結局、このように命令人の立場に立たせて、仲間への配慮を持つリーダーシップの訓練を行なわせることが、私の実験で果たせなかつた「目標」であつたが、この「目標」がそのまま「当番制」の目標でもあるわけである。したがつて、私は海のこの提唱に非常に強くひかれた。幼児は自己中心性が強いから、相手の立場に立つて物を考えるのが苦手である。この幼児の持つ根強い欠陥を補正するためにも、相手の立場に立つて考えざるを得ないリーダーの位置につかせることは、極めて有効なものと考えられる。

私の研究の外に、幼児のリーダーシップを訓練した心理学的研究があまり見当らず、私の研究も行き詰つてゐるので、心理学の分野から問題を持ち出しができず、専ら海の実地体験におんぶした結果になつた。しかも現場にうとい私のことゆえ、何かとんでもない誤りを犯しているような氣もする。現場の方々の御叱正、御批判を中心から期待する次第である。

(工学院大学)

〔文献〕
一、中野佐三外「社会的役割の加工の性格並びに集團に及ぼす影響について」昭三一 権論科学協会

二、小川再治「三・四才児に試みたリーダーシップ訓練の一実験」工学院大

学文化科学研究部政2 未刊

三、Patten, M., etc : Social behavior of Preschool children (Barker, R. G.: Child behavior and development, 1943.)

四、田中熊次郎「児童集団心理学」昭三一 明治図書

五、海卓子「社会性指導の実際」(教師養成研究会編「児童の社会性指導」)の第三篇 昭三三 学芸図書

改訂教育要領案をよんで

山村きよよ



はじめに

文部省が幼稚園教育要領の改訂に手をつけられたのが三年前のこと、一年間は調査にあつたとかで、その間現場の私たちもいろいろとアンケートの提出を依頼されたりしたけれど、6領域の存続が相

当問題になつたように思います。しかしそのときの調査の結果から現場の混乱をなくすために、今回、6領域はそのまま残されたようですが、その後の二年間はほんとうに委員の先生方のご苦労が日のあたりの、そがれでいるだけに（私の園からも委員が出ていたので）一二〇回近くももたれた委員会での多くの資料が、あの小さなハンフレットの19ページにおさまつて、今更のように驚いている一人です。それだけに一字一字も見落とすまいと、心して何度もよみました。

とかく基準として示されるものは抽象化されたことはてつづられ

てゐるので、これを受けとる者の苦心はまた痛切に感じられるわけです。

そこで紙数のゆるす範囲で私の今の気持ちをのべさせていただきます。

第一章について

昭和31年に出された要領には最初に幼稚園教育の目標がはつきり打ち出されているので、今回はその上に立つて、基本方針からのべられていますが、新設幼稚園も多くなり、振興計画によれば、今までに全く幼稚園のない都市（二七一六）にもだんだんとつくられてゆくことでもあり、前回とはちがつて官報で公示される教育要領には、重複するかも知れないけれど、前回と同じように教育基本法にのせてある幼稚園教育の目標をはつきり明示して「幼稚園教育の独立性」をはつきりさせてほしいと思います。

最後にかかれている教育課程の編成⁽⁴⁾には一日の教育時間が明示



されておらず、それその幼稚園にまかせられているようですが、市町村教育委員会にて、何らかの方法で一日の教育時間を四時間半と五時間位として（または六時間以内など、幅をもたせて）通達を出していただきないと、地域によってはいろいろとトラブルの起ころる心配があるのでないでしょうか？ ことに今まで幼稚園化された保育園、保育園化された幼稚園、などといわれる理由の一つにこの保育時間の問題がからんでいたことを知っているだけにちょっと心配になります。

第二章について

結果的には6領域がそのままそつくり残っているので、あまり変りばえしないようにも思いますが、よくよく読んでみると旧要領と比べた時に相当巾広く、内容を具体的にかかる、中には小学校指導要領とも関係づけて？ かれている部分があるようにも思いました。

紙数の関係で6領域全部に渡ってのべることができなく残念ですが「健康」「社会」「自然」「言語」についてかんたんにのべてみたいと思います。

「健康」について

1項と2項の表現の仕方にずいぶんちがいのあることに気づきました。とくに旧要領と比べて見て、1の内容には大した変化もないようと思われますが2・3は現在おかれている私達の責任においても大いに考えねばならないことを痛感しています。

旧教育要領にのせてある望ましい経験を、2項には「いろいろな運動に興味をもち、身体諸機能が調和的に発達するようになる」とかかげてその内容を(1)～(5)には、活動そのままを具体的に表現していることなど、今までどちがつた積極的な体育あそびなど大いに考え出さねばならないことを考えさせられました。

3項には特に事故防止や、交通安全のことなどはつきり表わされていて改善の方向がはつきり読みとられ、私たちの指導計画にも大きく取りあげなければならないことをよみとりました。

「社会」について

旧教育要領と比べてはつきりよみとられるることは、個人的生活態度の育成と、社会的・生活態度の育成とを区別してあげてあることに気づき、とくに(3)～(8)までは私たちの指導に一番苦心を必要とすることではないかと、文章の上からではちょっと心配がなきにしもあらず……

こども心を大切にと考へてゐるそれぞれの立場の先生方や教師の年令層による幼児観の見解の相違が、何か職員会の空気をみだしてくることになりはせぬかと心配になることは(3)の「父母や先生のいいつけをすなおにきく」ということばの意味をそれぞれの先生方がどんなふうにうけとめるだろうかと、気になります。“言いつけ”ということに非常に指導的、命令的意味だけを感じて、しかも教育熱心な先生が指導意識を表面に表わして、毎朝の会集がもつともつとお説教的なことばに変わっていくのではないかとも思われますが、

家庭で甘やかされて何年かを過した現代の子的存在になっている一年保育児に、まことにこの指導意識で教育をかぶせていたらいいへんことになるし……それだからこそ私たちはこの精神だけ

をくみとつてこどもの生活にとびこみ、一しおにたのしく遊びながら「幼稚園時代にこそ、しつけられやすいなおな生活態度を身につけてやりたい」と思います。それにつけても第1章から3章まで、全体を通じてくりかえし書かれていることは「幼児の発達に応じ、その生活経験に即して、総合的な指導」、ということがのべら

れてあるので前に述べたようなことばの意味を抵抗なく受けとめさせてくれるかも知れないと思いますが、私は「自分勝手なことを言つたり、したりしない」ということはにおきかえてもいいような気がしています。

「自然」について

旧要領から考えると大巾にたくさんの項目があげられ、変化も一番多いように思います。そして全体を通じて自然科学的事実に気づかせることや、それを正しく見たり、考えさせたりすることが「幼児を科学的に教育することで、けつして年令をとび越えた高度な内容で物を見せたり理屈を教えるまいように」と、私たちの自省をうながしているような気持ちでよみとりました。とくに今まではつきりとうたわれていなかつた放量や、図型などの問題も(4)の項目に「興味や関心をもつようにする」とあるので安心はしたもの、家庭の要望に答えて知識的な遊びや、高度の指導計画を考えていた

先生方の中には、今まで以上にこのことを取りあげて、教育効果を求めていかれるのではないかと、やっぱり少しの心配が残っています。

しかし各領域の後に必ず指導上の留意点がのべられ、内容の各項目一つ一つに親切な注意のかかれていることは實に嬉しいことで、旧要領と比べて、ほんとうにすつきりとした感じで嬉しく思います。(たいへんおこがましく申し訳ない言い方ですが)

「言語」について

旧要領には数量や形、重さ、遠近など今回自然の領域内容に扱われていることを、日常生活用語としてことばの面からはつきりとのせてあつたのを全部自然の領域(4)にうつして「言語」からはずしてしまつたことに気づきます。

勿論、ことばが主になって他の領域にもつながり日常生活用語として毎日使われているので重複するようでも今回の要領言語の3の(7)として「数量や形、位置、速度などの概要を表わす簡単な日常生活用語を使う」と一項目挿入してもよいのではないでしょうか?

旧要領には絵本に大きな期待をかけていたように思えますが、(指導書には、はつきり表わされています) 今回は新しく「放送」を教育に利用するよう位置づけられたことを嬉しく思います。

前にもべましたようにそれぞれの教師のもつ幼児観の相違や指導意識過剰からあの教育内容全部をはじめおしかぶせたらたいへ

んなことになるだろうとよみどりました。しかし全体を通じてくりかえしくりかえし、適度なことばで注意され「児童の年令や、教育経験年数など発達の程度に応じて」ということを力説されておると私たちには「すなおに」うけとめ正しく実行せねばならないと覺悟をきめました。

第三章について

旧要領には指導計画作成のことについて詳しく述べられてあるのに、今回はわずか5頁に縮少され、形式的な問題にはふれていません。

「幼稚園では子どもにどんな経験をさせねばならないか」をそれぞれの幼稚園に考えさせているだけで前回のように、単元とか、主題とかにはふれていないことにも私たちに大巾な示唆を与えていたのではないか? そして、ただ指導上の一般的留意事項を7項目にしましてあることなどから考へても「指導」のたいせつなことがうかがえます。

しかしこれが市町村教委に官報をもつて公示されたときにはやっぱりある程度の強制力をもつて形式的な問題にもふれてゆくことは考えられます。前回の要領が流された時にも専門の指導主事がおられるところは別として小学校と兼ねておられる場合は、とくに小学校の教育計画と肩をならべて形式にとらわれたり、またその内容も6領域のねらいを中心とした配列を考えられて苦心するなど、現場

の方々から、その無理な要求に困ったお話をうかがっているだけに、今回の要領第二章にかれている教育内容の一言一句を心して充分によみかえし、そんなときの心のきさえしておきたいものですね。(そんなときには幼稚園12月号にかかるある坂元彦太郎氏のお説をおよみになるようおすすめいたします。)

おわりに

よみ終ったときに感じたことは何といっても現場にある私たちの「指導のうまさ」を必要とするこことを痛感して、今こそ、それぞれの幼稚園で指導にあたるものとの共通意識をたしかめ合い、児童の特性や、成長発達の段階をよくみきわめて見通しをつけた上で、巾のある良心的な教育をしていかねばならないことを思いました。

文部省に対しておねがいしたいことは、文部省が先頃示された各領域別指導書や、指導要録との関係はどうなることでしょうか? 「社会」をのこしてすでに発表された指導書の内容がもちろん今回の要領と別の内容をもつものではありませんが(前要領と今回のものは根本的にはちがっていないので)今回大巾に広がっていることはふれていないわけです。とくに音楽リズムなどは指導書が出されてから前の教育要領が出されたわけで、始めから考へると15年も過ぎているのです。

指導書の内容が現代とずれている感じのものもありますので、音楽リズムの改訂には一日も早く手をつけていたたきたいものです。

幼稚園教育要領改訂案を見て

——健康・社会・自然を中心にして——

角すみ
尾お
稔みのる

幼稚園教育要領改訂案に対する批判を書けとの事であるが、何分にも限られた紙数もあり、全体にわたって批判をする余裕がない。第一章の総則や第三章の留意事項にも問題と思う点があり、残った領域にもとりあげたい点もあるが、他にも多数の方が執筆なさることもあるので、思い切って、健康・社会・自然の三つの領域に限って、私見を述べることにした。

健
康

ようとする。4、設備や用具をたいせつに扱い、じょうずに使う。
5、けがをしないようにする▽と五本の“望ましい経験”的柱をたてて、その下に、ひじょうに細かな経験までならべてあるが、改訂案は、1 健康の習慣、2 運動、3 安全の三つのねらいにまとめてある。この点は、学校教育法七十八条の1△健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること▽にも対応して、非常にすつきりしている。

ここまでに整理してまとめた委員の方々の御苦労もわかるし、今日の交通事故のことを考へると、3の△安全な生活に必要な習慣や態度を身につける▽を立てたこともうなづける。だが、この3は、健康の1と社会の23の中に入れてもいいのではなかろうか。

なお個々の事項については、

1の(5)へ健康診断、予防接種、病気やけがの治療をいやがらずに受ける√のへいやがらずに√は少々気になる。予防接種はおとなでもいやだが、我慢して受けてるのが普通だと思う。

2の(3)へかけっこ、とびっこ、なげっこ、ならびっこなどをして遊ぶ√は、(1)のへいろいろな方法で、歩く、走る、とぶなどの運動をして遊ぶ√のいろいろな方法の具体例に過ぎない。ほかの子どもたちと、競走や競技をする点を強調したいのであれば、それにはそれの別の表現を考えるべきだと思う。

2の(9)へだれとでも仲よくし、きまりを守って遊ぶ。√は小学校一年学年体育の目標へだれとでも仲よくし、またきまりを守って楽しく運動を行う態度を育てる√との関連を考え過ぎたと思われる一つの失敗例だ。だれが見ても、これは社会の2に入れるのが当然だ。社会の2の(10)へ遊びのきまりを守る√があるのであるから、不必要的重複は避けるのがよい。もともと六つの領域は、子どもの生活、つまり活動や経験を、便宜的に分けたものである。ひとつひとつの事項は最も適当なところへ出しておけばよいので、あっちにも、こっちにも同一の事項が顔を出すことはないはずだ。

だからこそ各領域は小学校における各教科とは、その性格を異にすることに留意しなければならない√と第二章の前文に出している

ものではないだろうか。

3の(1)のへがをしないように気をつける√は、(2)(3)(4)(5)の中に含まれることではなかろうか。またこの(1)は、3の柱へ安全な生活に必要な習慣や態度を身につける√をいいなおしたに過ぎないものとも考えられる。それ故(1)はことさら出す必要もないと思うがどうであろうか。

社 会

現行幼稚園教育要領が、八本の細かな“望ましい経験”的柱が立つてゐるのに、改訂案は、1 個人生活における習慣や態度 2 社会生活における習慣や態度 3 社会事象に対する興味や関心という三本の柱のもとに内容を分析しているのは、簡潔でわかりやすくすぐれている。

さて各事項のなかには、今次改訂の基本方針の一つであるへ道徳性の芽ばえをつちかう√ことが生かされたものが目立つてゐる。1の(4)規律ある生活をする。(5)思ったことをすなおに正直にいふ。(7)よい悪いを区別できるようになり、考えて行動する。2の(3)父母や先生などの言いつけをすなおにきく。(4)人に親切にし、(13)身近な公共物をたいせつにする。3の(7)国旗に親しむ。など、いずれ

も道徳性の芽ばえをつちかうあらわれとして、新たに登場した内容といえよう。

だからといって、このすべての事項に異論がないわけではない。

1の(4)へ規律のある生活をする√は余りにも抽象的過ぎる。他の事項が比較的具体的な経験や活動の内容を示しているのにくらべて、異様な感じをいだかせる。もともと、"幼児の年令や発達の程度に応じ、適切な機会をとらえて"と、○印の留意事項のところにふれてはいるが、それにしても他との釣り合いがとれない。

2の(3)へ父母や先生などの言いつけをすなおに聞く√の項目は、

ことさら"父母"がこの個所に出てきている点が目立つ。

この点については、第一章の基本方針のところの(1)へ家庭の連絡を密にし、家庭における教育と相まって教育の効果をあげるようにすること√と述べられており、社会の留意事項のところにもへ教師、父母、兄姉など目上の人に対する敬愛の念をつちかうようにすること√とある。

こうしたことを合わせて考えてみても、まだ一抹の不安を禁じ得ない。

他の事項は、すべて"幼稚園教育"の中で具体的な経験や活動を通して達成されるもの√であるのにへ父母の言いつけをすなおに聞く√というのは、具体的な経験や活動を通して教師が指導できない内容である。○印の留意事項のへ敬愛の念をつちかうようにす

る√という主旨は結構だが、父母の言いつけをすなおに聞くという指導は、視聴覚教育や話し合い、ごっこ遊び等によらねばならず、結局は徳目のおしつけとなってしまうだろう。子どもに実践的なモラルを教えていこうとする際、このことは問題である。

また、教師はどのようにして"父母の言いつけをすなおに聞く"を評価するのだろうか。この事項について、水戸での協議会では、"父母や教師だけではない、へなど√を附してある"とか"園外のこととはいえない、おうちごっこを園内でしている"と説明があつたことを附記しておこう。

なにはともあれ、幼稚園が家庭とは違った同じ年令層の集団の場であり、そこでこそ集団生活での矛盾に子どもがぶつかり、対応していくうちに実践的な道徳を身につけていくのだといえよう。そうした点にじゅうぶん着目して、ただ望ましい子どもの姿をえがくだけないものであつてほしいと思う。

自 然

身近な動植物事象に対する正しい理解と態度の芽ばえを育てよう^とし、技能の修得、数量や图形などの理解をはかる指導などに、この領域の改訂の特徴がうかがえる。とくに、動植物や自然に対する

幼児の態度面を強調している点はとくによい点だと思います。

しかし、個々の事項の表現や内容には、にわかに賛成しがたいものも残っている。

態度に重点を置く気持もあって、2の△……考えたり抜たりし

ようとする▽のように、「ようとする」という表現が使われている。

ここはまだいいとしても、2の(2)のように、△自然の事象に疑問を

いだき、それを注意してみたり、ためしたりして自分で考えようと

する▽に至っては、理解に苦しむ。自分で考えようとすると考る前

の段階は一体何なのかと迷ってしまう。自分で考えようと自分で考

えているのかしら。——つまり△自然の事象に疑問をいだき、それ

を注意してみたり、ためしたりする▽とか△……ためしたりして考

える▽と変更したらよいと思う。

3の△日常生活に適応するために必要な簡単な技術を身につける▽は、科学技術の振興という今日的問題から、この柱が立てられ、現行教育要領の△機械や道具を見る▽より一步進めたものと解される。

だが、この柱の下に出されている△日常生活に必要な簡単な用具を使うことができる。(3)器械や用具を正しく扱い、危険を防ぐことができる。

(3)器械や用具を正しく扱い、危険を防ぐことができる。△日常生活における身近な器械を操作する▽の各事項は、他の事項に比して抽象的過ぎ、具体性に欠けてい

る。水戸の協議会での説明では、水道の栓をひねる、ドアの取手をまわす、テレビのチャンネルを合わせ、の三点の例が示された。具

体的な指導の問題は、指導書にゆずることはわかるが、内容からい

つて、△日常生活に必要な簡単な用具や、身近な器械を正しく使

う▽などとして2をとりやめ、2の柱の中に出してもいいと思う。

ことさら、△用具を使う▽△器械を操作する▽と別の項をたてて峻別するほどのこともないし、この二項に加えて、(3)の△正しく扱い

……▽は、無理をして項目の数を作っている感じさえする。

4に△数量や図形などによって……▽とある。図形は、△角・四角・円など数学的にもことばとしても、数量とくれば、図形ではあ

ろうが、子どものまわりにはいろいろの「図形」というほど平面に抽象化されない「形」がある。ここでは、「形」としておいていいと思う。図形よりは、形の方が広い概念であり、形の中には図形をも含んでいるといってよいからである。

(東京学芸大学)

☆

☆

☆

私立幼稚園と改訂案

友松あきみち

一、私幼は警戒の念をもつて

新教育要領を迎えて

幼稚園教育要領の改訂案が発表されたことについて感想を書けと
いうことであるが、私は今この一文を私立の園長として火の燃えさ
かろうとする火事場にあって書こうとしている。変な表現だが、文
部省から幼稚園教育振興七ヵ年計画が発表されて以米私幼は思ひが
けぬ火中に引き込まれてしまったのである。

この振興計画を実際にたてられた文部省の西村初等教育課長は私
幼の存立も充分考慮を入れて立案されたと説明されているのだが、
去る九月二日に小学校の空教室を利用して公立幼稚園を新設する方
針が明らかにされて以来、実は各地の私幼の間にたいへんな恐慌が
起ころっているのである。まだ大減予算もそれぬうちから副作用の發
生なのであるが、このことは計画発表の当初から私のおそれていた

ことであつて、その事については東京都私立幼稚園協会の臨時総会
で起草した「最近の児童教育行政に対する私たちの主張」にも触れ
ておいた。その他折にふれての各誌での執筆にも私は文部省案に水
をさすような事ばかり言つてきたのであるが、九月に振興計画が明
らかにされてから僅か二ヵ月の間に事態は激的な変化を示してきて
いるのである。

例えは東京においては来年の四月から空教室を早速利用した公幼
が港区に三校、新宿区に三校、渋谷区に四校、台東区に一校、私の
知るだけでも都合十一校が地元私幼との調整なしに新設されると言
う。地方においてもこの傾向は進められているようで京都市、大分
県、茨城県などにおいても私幼との配慮を充分勘案することなしに
小学校の教室が空いていることを理由に公幼が設置されようとして

文部省の計画には公幼教員給与の都道府県負担がうたわれているが具体的な施策としては何の配慮も進められていないので、今まで幼稚園のなかった地域に省の方針通り公幼が新設されていく経済的な裏付けは全くないのである。ただ計画方針の空教室利用という事だけが設置者側（教育委員会、教育長、自治体文教委）の大義名文となつて今言う私幼を火事場に追い込む事態を招来したのである。

文部省がこの計画をねるに当つて私立の団体である日私幼は一応相談を受けたのであるが、われわれの希望は殆んど容れられず内容をすくかり入れ換えられた形で今回の計画が発表されている。そして、この計画による大蔵省への予算要求が九月二日に提出されてから僅か十日後の十二日には「幼稚園教育課程の改善について」教育課程審議会より文相あての答申が出されている。答申の内容については他誌で詳しく触れておいたので省略するが、教育課程審議会の答申にあるにかかわらず内容はそれを逸脱したかなり政治的配慮をもつた施設拡充策が強調されていたことは、読者もつとに知られる通りである。

そして今回の「改訂案」の公表という事になつた。答申の末尾にもふれてあつたように新教育要領は本年度末に官報に告示され、以後公私を含めての幼稚園教育の内容に対して拘束性をもつた基準化されたものになると言う。私幼としては深い考慮なしには必ずしも賛成するわけにはいかない。加えて改訂案発表と同時に、各都道府県宛関係者に通知された文部省初中局長、厚生省児童局長連署の

「幼稚園と保育所の関係について」という調整覚書の内容を通読しては一段と警戒の念が強まるのを覚えずにはおれない。

二、両局長の通知について

全く説明のない文部省

前述の両局長連署の通知第二項に「幼児教育については将来その義務化についても検討を要するので、幼稚園においては今後五才児及び四才児に重点をおいていつそうの普及及拡充をはかること」が記されている。前の文部大臣荒木さんが離任間ぎわの新聞談話にも幼稚園教育の義務化にふれておられたことがあり、灘尾文相になつてもその就任当初、広島において義務教育の一年振り上げを記者団に放談された事があつたが、責任のある文章として幼稚園の義務化について示されたのはおそらく今回が初めてであろう。

厚生省においてはこの通知が発表されるとすぐ、その主眼と内容上の疑義について当局としての見解を明らかにしているが、文部省においてはその後何らの処置もとられておらず、われわれが初中局或いは管理局の方に対して公式の席上においてこの点をただしても何の具体的な説明を受けていない。

このことはわれわれ私幼関係者にとって誠に不愉快なことである。文部省内には私幼には事の眞実をもらす可からずという申し合わせでもできているのであろうか。或いは具体的な成案なしに単にこの通知を大蔵省との予算折衝の上で説明書として利用されるのであるか。省内の真意は計り難いが、行政上の監督を受けているわれ

われとしては誠に不明朗なこととして受け取らざるを得ない。

はたして幼稚園教育の義務化ということは具体的にどのような内容をとるのであるか。幼児家庭に対する強制就学か、市町村にとつての義務設置となるのか、いずれの場合においても私幼ほどのような扱いを受けるのか。両局長連署の通知が既に地方自治体にひろく流されている以上、われわれとしてはこれらの事も含んで改訂案を検討せざるを得ないのである。

三、国公立の先生方より

私幼の改訂案批判は厳しい

この改訂案は十二月初旬までに各方面の意見を徴して修文されると言ふ。実際にこの改訂案が示されたのは十月下旬にお茶の水大学で開かれた文部省主催の全国校長研究協議会の席上であった。その後全国を三分して伝達講習会形式の公聴会が持たれているが、伝え聞くところによると何れの集会も作成者側の説明に終始するように仕組まれており、参会者の意見が具体的にまとめて開陳され検討される機会としては持たれなかつたようである。おそらく改訂案はそのまま最終案として移行し公示されることになるであろう。上記の振興計画の経緯を見ても判る通り、文部省の事の運びは常に民衆的な運営を擬した一方的な方法で運ばれていくのである。

ただ私は、文部省の振興計画が打ち出されてから国公立の先生方

のこれに対する見解の表明、或いは受け取る態度について関心をもつて眺めてきたのであるが、保育誌はじめ新聞などに寄せられたそ

れら組織の主だった方々の御意見を拝見していささか心寒く思つてゐる者の一人である。幼稚園教育の振興については誰一人として反対する者のいない事は判るが、計画の方針に示されている空教室の利用について今までまだお一人の反対意見も公けに聞かないのは如何なるものであろう。小学生と幼児とが一つ場所で生活することの教育的矛盾について教育者としての立場から全く反対する声の挙がらぬということは一休どうしたことであるのか。全国施設協議会で既に幾つかの発表が行なわれているように小学校併設幼稚園に関する調査が明らかにしている問題もあるから、その保育の現実をとらえて現場からの具体的な発言なり要求が出されてもよいと私は考えるのだがなぜ教育の理想を強調して正しい教育の場を幼児のために獲得する努力をされないのであろうか。

答申の発表に際しても教育課程審議会が意識的に回避したかに見える幼稚園と保育所の一体化についても、公幼の先生方はなぜ教育者として幼児の受益を拡大する意見を強く打ち出されなかつたのであろうか。誠に失礼なことであるが以上のような事から、おそらく今回の改訂案についても公立には日私幼の方針として近く表明するであろうほどの厳しい見解をもつてこの問題に臨まれる方は少ないとではないかと考えざるを得ないのである。

四、教育の本道を守るために

私幼存在の意味は深まつてゐる

上述してきたように文部省の振興計画は私立幼稚園の将来の運営

に大きな脅威を与えている。私が本文の冒頭に自分もまた火事場に追いやられている事を表明したように、それは切実な園の経営問題と結びついて苦慮すること誠に大きいのである。だがどのようなことであれ、苦惱し、問題と真剣に取りくみ、或いは突き放して冷静に考えることによって、私ども私幼人には今回の一連の文部省施策を幼児教育そのものの危機としてとらえることができるのである。

教育の実際は文部省の役人が行なうのではない。教育者には当然教育者としての誇りがあり意見があり、支配されずにその理念を正しく貫く気概もなければならぬはずである。その意味で、われわれは今回の公幼急増対策を必ずしも幼児教育の機会均等の普及運動とばかりは受け取っていない。ねらいの一つは行政的に監督しやすい、命令に服従しやすい組織をつくることである。もしそうでなければ夏以来省の示したこの積極的な熱意を、既設の私幼も含めた幼稚教育の拡充策として打ち出せばよかつたのである。公私を問わず幼稚園に通う児童対象にその家庭の経費軽減をはかる処置をこそ取り上げるべきだったのである。またそうすることが今日まで幼稚園教育の本流をにない大勢を占めているところの私幼の現状を正しくとらえ生かすことにもなったのである。

私が与えられた紙数もなくなつたので要約するが日私幼としては近く改訂案に対する意見書を提出することになろう。改訂案を一読して問題点として取り上げられる項目は大要次の諸点にしほられると思う。

②学校教育法に示されている幼稚園五目標と新要領の特色と思われる科学性と道徳性の啓発についての関連、ならびに特に両点を取り上げた幼児教育上の根拠についての付説が要求されるだろう。

③領域設定についての明確な解説が要求されるだろう。
④答申の中に特に知的教育に偏向せぬよう注意があつたが、今回の指導項目中にはかなり現場で知的指導の行なわれる要素が多い。その点についての省略訂正が要求されるだろう。

⑤宗教教育の明示。

⑥公示に対する文部省の具体的な見解の説明。

私幼としては昭和三二年に幼稚園設置基準が制定された際にも苦汁を飲んでいた。それが今日の空教室利用を容易にしているのであるが、われわれ私幼人は現在はつきり言つて何ごとも疑いの念を以て文部省の施策に当らざるを得ない環境に追い込まれてきている。そしてこの事は日本の幼児教育の将来にとって誠に残念なことであるが、一日も速やかに文部省内に温かい私幼振興の方針が打ち出されることを期待して筆をおく。

(神田寺幼稚園)

最近の幼児教育行政に対する私たちの主張

——文部省「幼稚園教育振興計画」を中心として——

最近はわがに幼稚園教育が世間の注目を浴びるようになつてなりました。申すまでもなく灘文相の新任後文部省内において計画された幼稚園教育振興策の影響であります。幼稚園教育の重要性が一般社会人に広く理解され、园の施設も増加の一途を辿っています。

解され、その振興策について各種の論議が交わされるることは、多年にわたり斯道の進展に努力してきた私ども私立幼稚園関係者にとりましても、誠に歓迎すべきことであります。幼稚園教育は我国の教育体系に加えられておりながら、今日まで国は私立幼稚園（以下私幼）に對して何らの助成もしておりません。私どもはひたすら獨力をもつてこの道の開拓に努力して参ったのであります。

幼稚園の三分の二を占めており、東京都においては特に総数八八〇校のうち、七九二校が私立なのであります。私どもはいたずらに設の数を誇るものではありません。ただ今日までわが国の幼稚教育が私幼の努力によつてなされてきている事実を御認識頂き、私ども私幼教育の従事者にも此の国の幼稚教育の振興については充分発言し得る経験と立場のあることを理解して頂きたいのであります。

つくられたのか、
ご承知のように、文部省は去る九月二日大
藏省に対して「幼稚園教育振興計画」による予

「計画」を中心として——

算要求を提出しております。その計画によれば、向う七年間に、主として公立小学校の空教室を利用して公立幼稚園二七五校を新設する方針であります。一つはしとて私の方針であります。それで若干の助成があるよう要求しておりますが、おそらくこれは実現しません。これまで私どもが実に六年の長期にわたって毎年繰返し理をつくして請願しても此の道は遂に開けなかつたのであります。今回も形式としては私立を含めた予算要求することによって私幼の側の発言を多少なりとも封じようとする意図をもつておられるに相違ありません。

私どもは文部省の幼稚園教育振興計画が児童教育の本筋をわきまえ、ひろく児童の伴せにつながるものであるならば喜んでこれに賛成するものであります。しかしながら今回示されているところの文部省計画はあきらかに幼稚児の人権を無視しております。単的に申せば、学童の減少によって生じた小学校内の空教室を他に転用されることをおそれて、児童学級をいちばん併置してしまおうとすること、それが今次計画の第一の意図であります。第二は同様に余剰の生じてきた小学校教員を人員整理の問題から生ずる以前に幼稚園従事者として配置転換をはかるうとするここと、特殊事情として海外に知られることも恥多いことであります。三才から就学前までの幼児を文部省と厚生省が取合っているところの、いわゆるなわ張り争いの一現象として、将来幼稚園と保育所の在り方を一元的に調整せねばならぬ事態が招來した際には少しでも有利な发言権を獲得しておこうとしての児童園率の拡大をはかるという事であります。どの一つとして児童の人権を認めその伴せを願う立場から發見ではあります。私どもはその事を児童の立場から解明することができます。まず第一の問題、空教室の転用についてであります。今日の小学校と中学校の二つの施設の在り方を考えて下さい。小学校は収容する学童生徒の成長発達に従つて夫々に場所をたがえた専門の教育の場を保持しております。ましてや三、四才の頑ぜない児童が十二、三才の活潑な学童と居を一つにしてははたして望ましい教育ができるでありますか。このような事態の生ずることをおそれて、過ぐる昭和三十一年には文部省自らが「幼稚園設置基準」を公布した際に空教室の流用を行なうべきでないことを厳にいましておるのであります。(昭和31・12・17 文部省次官通達、昭和32・2 私学振興誌上で)文部省解説 第二の小学校教員の配置転換について、これは第一の問題についても云えることであります。去る九月十二日教育課程審議会より文部大臣宛に「幼稚園教育課程の改善について」答申された内容の主眼点と照し合せて、あきらかな矛盾を含んでいるのであります。答申には「幼稚園教育は小学校教育の單なる準備のためではない」として、特に「幼稚園教育の意義と独立性を明確

にし、その本来の目的を達成すること」が要請されていきます。小学校の先生が直ちに幼稚園の現場に転用出来るほど、幼稚教育は安易なものであつてよいのでしょうか。第三は、幼稚園と保育所の二元的保育行政についての矛盾であります。私ども私幼の団体は数年前より、この根本的な行政上のゆがみを是正することについて文部省と厚生省が話合われ、直ちに改善すべきことを実行されるよう要求してきました。そして両省はようやく重い腰を上げ去る十月二十八日付で担当局長の調整意見を発表いたしましたが、内容をごらんになればお判りのように具体的な解決策を押し進める意欲は全くみられず、ひたすら大藏予算獲得の便法に終始し、何ら根本的な矛盾点について対決しようとはしてないのです。

二、この計画は無意味な混乱をまきおこそ

文部省の幼稚園教育振興計画に関する予算要求がたとえ大藏省並に国会の同意を得て実現に成功したとしても、その計画的目的としているところの人口一千万以上三万までの幼稚園のない市町村に方針通りの幼稚園か新設されることはなかなか難しいであります。なぜならはそのような地方では文部省予算による幼稚園の新設より厚生省予算による保育所新設に踏切つた方が、地方自治体にとってはその後の運営がはるかに容易であるからであります。そしておそらく文部省の小学校空新設の必要性を認めぬ私立幼稚園の既に多数

分散している地域に設置されていく可能性が強いのであります。私どものそうした把憂は既に東京都内の各所に起りつてあります。それらの地域はいわゆる空教室の生じてきつある人口減の地域であり、なかには何もなく他校との合併問題をかかえている処もあります。文部省計画の方針の中には「私の設置状況等をじゅうぶん勘案して計画的に設置するもの」と一応は規定されておりますが、法文も末端に流れれば斯くて、ましてこれらの地区では文部省予算も必要とせず、今回の文部省計画を錦の御旗として地元の私幼には全く相談もなく進められているのです。この点について、私ども私立の立場にいるものは、公立の先生たちに対して多少の不満があります。空教室利用の公立幼稚園の在り方に教育上の問題があることは、全国施設協議会での研究発表その他で既に明らかに結論が出ているのです。正しい幼児教育を行なう為には当然反対すべきことには何故発言なさらないのでしょうか。(文部省の方針)が多少ご自分たちの利益になるからと云ふて)もつと教育の自主性と教育者の良心を以つて対処いただきたいと思います。

私ども私立幼稚園の教職員はその意味でも今こそ全體が心を合せて教育の本道を正しく守らねばならぬと考えています。もし都道府県或は市町村において、前述のように私立のある處にわざわざ公幼をつくられるのであつたら、現在その地区的私立幼稚園に通つている子供たちの家庭に少しでも補助金を出して頂きたいのです。同時に、苦しい中から父母か

拠出された限られた経費によつてつましまかわされている私幼の教職員の生活に多少なりともうれしいおいであります。それにふれた答申の中には思がけず次くうな文が綴られていました。「一部には、幼児の知識や技能の習得に偏った教育を行なつてゐる幼稚園にもみられるが、このようなことは特に父母の側の幼児に対する過度な要求の結果として起るものであろう」読みようによればすぐと私幼の在り方を思い浮べられます。この答申は誰の手によって、どのような意図でこのことにふれて、私立幼稚園であることがこのようないい傾向を生むのだという軽率な解釈を下しておるところもありました。だいたい、この答申は誰の手によって、どのようないい意図をもつて作られたのであります。真に教育の向上を企図してのものと考えてよいでしょうか。空教室や余剰人員が出来ただからにして人づくりの世論に応じ、今迄長い間の助成もなく独力で幾多の困難をのりこえ今まで迄わが国の幼稚園教育を推進して来た私幼の批判に口を借りて俄かに便宜的な方法で児童教育の振興となえられるのはいさか心配です。私が考えるのは果して不当な事でしょうか。又そのような態度で我国の児童教育行政がこれからも行なわれるのでしょうか。

三、私共の立場からの要望

以上、幼稚園教育界の最近の現状と特に部省振興策の裏にかくされているところの今日の問題点について述べて参りましたが、皆様にも幼稚園がなぜ今回の一「幼稚園教育振興計画」に批判的な立場をとるかおわかり頂け

たと存じます。私どもは最後にそれらの諸問題を次の四点にしほつて、本文作成の意味を一層明らかにしておきたいと思います。どうか私どもの立場に対しましても温かいご理解とご援助を賜わりますよう心からお願ひ申上げる次第でござります。

(一) 特に一般の方に

文部省の幼稚園教育振興計画には公立小学への空教室余剰教員の利用が主眼であつて、それらのことは前述した通り幼児教育の理想に反するものであると共に、将来わが国の保育行政に大きな禍根を残すであろうことを銘記して頂きたいと存じます。世界のどの国でも幼児教育には、温い血の通つている専門の場が用意されているのです。文部省がも本当に幼児のための施設を構ずるならば、まず家庭の貧富の別なく平等に児童手当を出すことに努力すべきであります。そうなれば、公立と私立の問題も、正しい教育的な観點から皆様方の評価を受けることになつて、民主社会にふさわしい最もよい幼児教育の場が用意されるようになるのです。

(二) 特に文部省の方に

今日幼稚園教育界でも最も差迫つてゐる問題は教員の不足とその原因となつてゐる教員待遇の貧困であつて文部省としては厚生省が私立保育所の保母給付にも助成の道を開いたように積極的に幼教職員の待遇改善に努めて頂きたいのです。教師は公立学校の先生方ばかりではないのです、永年にわたつて幼稚園教育の向上につとめてきた私幼関係者にも然るべき待遇は当然与えられてもよい筈であ

幼児の教育 第六十三巻 第二号

定価 六〇円

昭和三十九年一月二十五日印刷

昭和三十九年二月一一日発行

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学附属幼稚園内

編集兼 津 守 真

東京都文京区大塚町三五

お茶の水女子大学附属幼稚園内

発行所 日本幼稚園協会

東京都千代田区志村町五番地

印刷所 凸版印刷株式会社

東京都千代田区神田小川町三ノ一

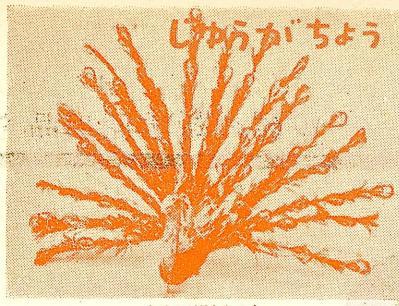
発売所 株式会社フレーベル館

振替口座東京一九六四〇番

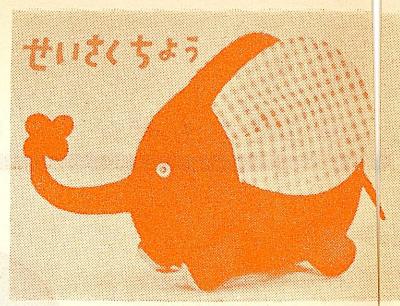
◎本誌御購読についての御注文は発売所フレーベル館にお願い致します。

39年度 新学期用品 ご案内

株式会社 フレーべル館



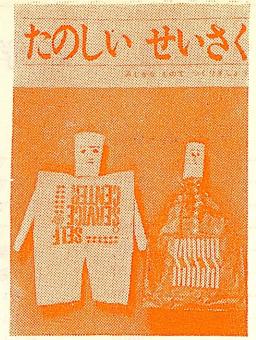
自由画帳 (A2)



せいさく帳 (大2)



あそびとちえ



たのしいせいさく



出席カード(待)



出席カード(並)



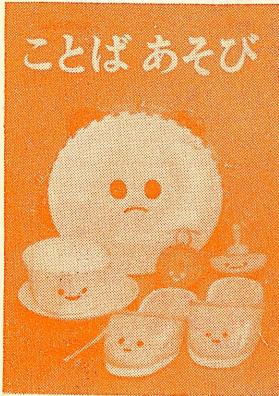
圓のたより



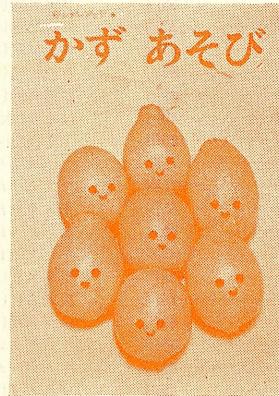
きりがみあそび(1)



きりがみあそび(2)



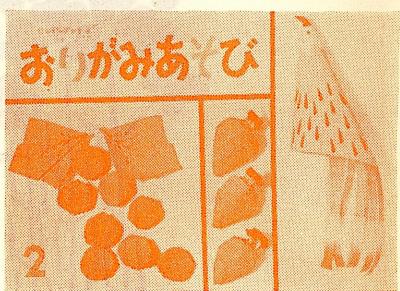
ことばあそび



かずあそび



おりがみあそび(1)



おりがみあそび(2)



あたらしいこうさく(1)



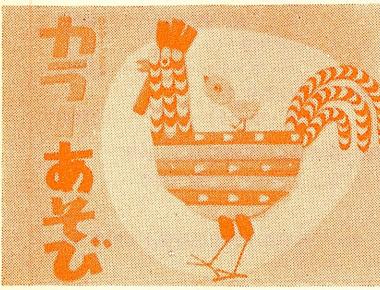
あたらしいこうさく(2)



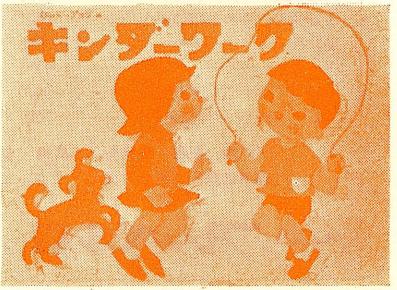
カラーノート(1)



カラーノート(2)



カラーあそび



キンダーワーク



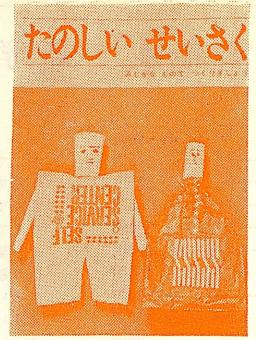
自由画帳 (A2)



せいさく帳 (大2)



あそびとちえ



たのしいせいさく



出席カード(待)



出席カード(並)



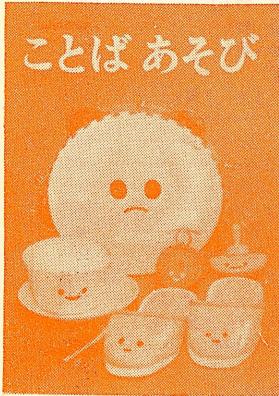
圓のたより



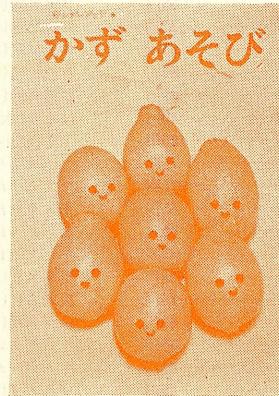
きりがみあそび(1)



きりがみあそび(2)



ことばあそび



かずあそび



おりがみあそび(1)



おりがみあそび(2)



あたらしいこうさく(1)



あたらしいこうさく(2)



カラーノート(1)



カラーノート(2)



カラーあそび



キンダーワーク

39年度 新学期用品

	納入価格		納入価格
出席カード(特)	75円	まんてんくれよん(16色)	90円
出席カード(特)用貼紙	250円	まんてんくれよん(12色)	70円
出席カード(並)	55円	まんてんくれよん(10色)	60円
出席ゴム印(木箱)	350円	まんてんくれよん(8色)	50円
出席ゴム印(紙箱)	270円	折り紙(大)	45円
出席カード(並)用貼紙	250円	折り紙(小)	35円
園のたより	30円	まるい折り紙(A)	50円
つうえんブック	30円	まるい折り紙(B)	50円
自由画帳(特1)ラセン	70円	まるい折り紙(C)	50円
自由画帳(特2)クロース	70円	まるい折り紙(D)	50円
自由画帳(A1)ラセン	55円	お道具箱(紙製・特大)	100円
自由画帳(A2)クロース	55円	お道具箱(紙製・特)	60円
自由画帳(A3)リボン	55円	お道具箱(紙製・並)	50円
自由画帳(A4)クロース	50円	お道具箱(木製)	90円
自由画帳(B1)リボン	40円	お道具箱(プラスチック製)	150円
自由画帳(B2)クロース	40円	はさみ(大)	70円
せいさく帳(特A)	120円	はさみ(小)	50円
せいさく帳(特1)	75円	ホール切りはさみ	60円
せいさく帳(特2)	75円	キンダーねんど(大)	50円
せいさく帳(大1)	65円	キンダーねんど(小)	25円
せいさく帳(大2)	65円	キンダーねんど板	60円
カラーノート(1)	45円	キンダーねんどケース	50円
カラーノート(2)	55円	組別名札(紙製)	3円50銭
カラーあそび	70円	組別名札(プラスチック製・特)	20円
きりがみあそび(1)	65円	組別名札(プラスチック製・並)	10円
きりがみあそび(2)	65円	キンダーいろいろあそび	500円
ステレオかみざい	65円	キンダーカラーチップ	550円
おりがみあそび(1)	65円	びんくま(給食)カップ	70円
おりがみあそび(2)	65円	びんくま(給食)プレート(小皿)	70円
楽しいお仕事(カード1)	60円	びんくま(給食)プレート(大皿)	110円
楽しいお仕事(カード2)	60円	びんくま(給食)ランチプレート	280円
あたらしい工作(1)	60円	キンダーバッグ	
あたらしい工作(2)	60円	(赤・青・黄の3色)	400円
工作カード	80円	キンダーケッショング	
キンダーワーク	60円	(赤・青の2色)	300円
ことばあそび	75円	キンダーレインシューズ	
かずあそび	75円	(6文・6文半)	260円
あそびとちえ	100円	(7文・7文半)	350円
たのしいせいさく	100円	(8文)	500円
園児募集ポスター(A)	25円	上履(6文・6文半・7文・7文半・8文)	170円
園児募集ポスター(B)	25円	キンダー安全色レインコート	
園児募集ポスター(C)	15円	(特大・大・中)	400円
園児募集ポスター(D)	15円	保険つき安全色レインコート	
園児募集ポスター(E)	20円	(特大・大・中)	620円
保育料袋	2円50銭	キンダー安全色帽子	
綴込表紙	60円	(大・中・小)	220円
まんてんばすてら(16色)	90円	保険つき安全色帽子	
まんてんばすてら(12色)	70円	(大・中・小)	195円

その他、証書・賞状類、出席簿・身体検査表・保育日誌・指導要録などの事務用紙類を各種とり揃えてございます。詳しくは、カタログをご覧ください。

株式会社 **フレーベル館**

本社・東京都千代田区神田小川町3の1

●ことしもぜひ フレーベル館の新学期用品を



39

実りある園生活をお約束する

フレーベル館の

新学期用品



通園が楽しくなる 出席カード・園のたより
かわいい表紙につつまれた 自由画帳
夢を育てる せいさく帳・こうさく類
やさしく 楽しい 表現あそび・ワーク類
幼稚園・保育園で必要な 事務用品類
保育を豊かにする せいさく材料・色感教材
ご用命は、最寄りの弊社代理店・出張所へどうぞ

キンダーブック

3月号予告

じ ど う し ゃ

別冊

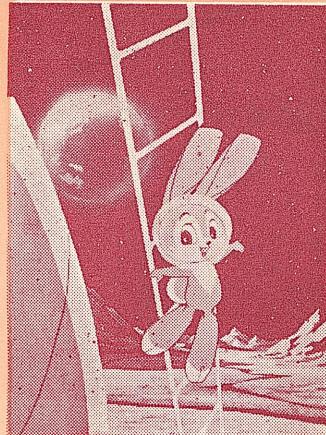
キンダーブック 物語絵本

(季刊)

冬 の 号

らびちゃん つきへいく

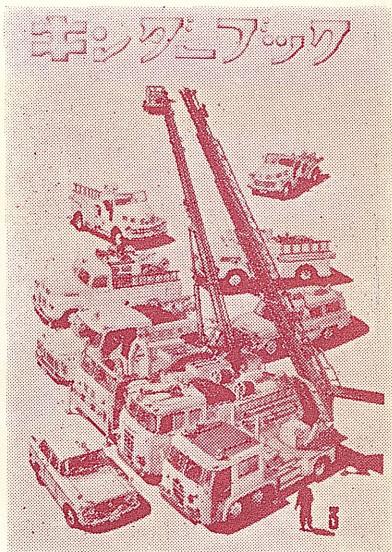
構成・文／手塚治虫
製作／虫プロダクション



別丁ペアレンツコーナーつき

B5判 20頁 50円

印刷株式会社印刷



子どもたちの大好きな自動車。私たちの毎日の交通に欠かせぬ自動車。楽しい子ども自動車。自動車のサーカス。いろいろな自動車の図鑑とあわせてまとめられた3月号キンダーブックです。

A4判 16頁 付録つき
60円

東京都千代田区神田小川町 3-1

フレーベル館

振替口座 東京 19640 番 電話 東京(291) 7781~5